

平成25年第1回能登町議会定例会 会期日程表

平成25年3月

会 期	日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	4	月	午前 10 時 00 分	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 請願上程 委員会付託
第 2 日	5	火	午 時 分	休会(常任委員会)
第 3 日	6	水	午 時 分	休会(常任委員会)
第 4 日	7	木	午 時 分	休会
第 5 日	8	金	午 時 分	休会
第 6 日	9	土	午 時 分	休会
第 7 日	10	日	午 時 分	休会
第 8 日	11	月	午前 10 時 00 分	一般質問
第 9 日	12	火	午後 1 時 00 分	一般質問
第 10 日	13	水	午後 1 時 30 分	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

開 会（午前10時00分）

開会・開議

議長（宮田勝三）

ただいまから、平成25年第1回能登町議会定例会を開会いたします。

ただいまの、出席議員数は地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（宮田勝三）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 酒元法子君、6番 椿原安弘君を指名いたします。

会期の決定

議長（宮田勝三）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月13日までの10日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（宮田勝三）

日程第3「諸般の報告」を行います。

私は、議長の就任により議会運営委員会委員の職を辞任しましたので了承願います。

次に、本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案55件が提出されています。

次に、監査委員から、平成24年11月分、12月分、平成25年1月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたのでご了承をお願いします。

また、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議案第1号から議案第55号

議長（宮田勝三）

日程第4議案第1号「平成25年度能登町一般会計予算」から日程第29議案第26号「平成24年度能登町病院事業会計補正予算」までの26件、及び、日程第30議案第27号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」から日程第58議案第55号「能登町教育委員会委員の任命について」までの29件、併せて55件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日ここに、平成25年第1回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る1月15日、群馬県の赤城畜産が、能登町の「内浦放牧場」で平成25年度から「能登牛」の飼育を始めることを石川県知事に表明いたしました。赤城畜産は、現在、和牛1000頭の飼育をしていますが、能登町においては、能登

牛 500 頭を飼育し、平成 27 年度から年間 300 頭を出荷する計画をたてております。そして、県内全体では、北陸新幹線開業までに、県が目標としている年間 1000 頭の出荷達成が見込まれます。このことにより能登牛の更なる全国発信が進むものと期待しております。

次に、宇出津港いやさか広場を中心に宇出津市街地から宇出津新港にかけての一角が国土交通省の「みなとオアシス」に認定され、去る 1 月 20 日に宇出津港いやさか広場で開催されました「宇出津港のと寒ぶりまつり」の場で、登録証を授与されました。「みなとオアシス」制度は、「道の駅」の港版で現在、全国で 67 港が登録されており、「みなとオアシス宇出津」は全国で 68 番目、県内では七尾港と輪島港に次いで 3 番目の認定となるものです。宇出津地区は、海と共に生きてきた町であり、この認定を機に港をさらに活気づけていきたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成 25 年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私は、町民の皆様から町政を託されて 8 年が経とうとしています。この間、議会の皆様、町民の皆様のご指導とご協力をいただき、それぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、町民との協働による能登町の持続的な発展を目指し「町民の目線」、「町民の視点」の行政を推進してまいりました。今後、先代が築いてきた「世界農業遺産」という伝統を守りつつ、新しい能登町の理想像の具体化という作業を、町づくりの主役である町民の皆様と共に進め、更なる住民の福祉の向上と町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、当町に起こりました昨年夏の渇水では、町内の企業や町民の皆様の節水のご協力により、危機を乗り越える事が出来ました。あらためて自然災害による危機管理体制の重要性を思い知らされる事象でありました。

全国各地で、東日本大震災を経て災害に強いまちづくりがすすめられています。町としても、今後も計画的にインフラや建築物の耐震化などハード面の取り組みや災害時におけるマニュアルの作成などソフト面も含めて、更なる防災力の向上に努めて参りたいと考えております。

さて、我が国の経済は、円高・デフレ不況が長引き、製造業の競争力は低下し、貿易赤字は拡大しており、足下では過度な円高の動きは修正されつつあるものの、国内の成長機会や若者雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感を払拭できない状況が継続しており、円高の進行や世界景気の減速等を背景に、輸出、生産が落ち込み、景気は弱い動きが現状であります。一方、昨年末の衆議院の

解散総選挙が行われ、自民党・公明党の連立政権が再び誕生し、景気回復への期待を先取りする形で円高修正が進み、株価も回復し始めています。こうした改善の兆しを適切な政策対応により、景気回復につなげるため、1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとされております。その考え方から、新政権による国の予算編成では、「いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、今年度の大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行する」とされております。

平成24年度補正予算では、「復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化」を柱として13兆円規模で計上されており、地方公共団体に対しても、公共事業や経済対策のための臨時交付金の拠出が盛り込まれています。それに続く平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえて、柱の3分野を重点化して編成されるものと思われまじ、今後とも、国の新しい政策に迅速かつ柔軟に対応していきたいと考えております。また、地方財政計画であります、総額を81兆9,100億円で、対前年度0.1%増となっており、歳入に占める一般財源は59兆7,526億円で、前年度を下回らないように確保されております。しかしながら、地方に交付される地方交付税の総額については6年ぶりに前年度を下回り、税収や地方譲与税等が1.2%増となる見通しとなっております。いわゆる実質交付税である地方交付税と臨時財政対策債を合わせた一般財源は逆に3,122億円の減で対前年度1.3%の減となっており、税収が大きく伸びない当町にとっては、厳しい財政状況に変わりありません。

本町の財政状況であります、これまでの集中改革プランや定員適正化計画の実施による経常経費の削減に加え、公債費負担適正化計画による繰上償還の実施により、公債費や町債残高の縮減を図り、財政指標については、一定の改善の効果をあげてきております。しかしながら、歳出面では、今後は高齢者増による社会保障関係経費の増加をはじめ、近年の大型プロジェクト実施による公債費の増加が予想される事、そして、歳入面では依然、地方交付税などの依存財源に頼る体質であり、財政力を示す指標は低水準で推移していることなども踏まえ、今後とも健全で持続可能な財政運営を行うため、経常経費や公債費の抑制について、引き続き注意し、身の丈にあった簡素で効率的な行財政運営に努めていかなければならないと考えております。

予算編成方針では、このような厳しい状況ではありますが、昨今の景気停滞による疲弊を防ぐためにも、一般財源のマイナスシーリングは行わず、一定の公共事業の確保に努め、能登町の創成期から成熟期にむけての新しい社会環境

に適応した公共の福祉のための事業を実施することとし、予算編成を行いました。また、年末の衆議院の解散による政権交代に伴い、国の平成25年度予算の概算要求の見直しが行われ、地方財政計画に見えない中での予算編成でありました。今後の予算の成立に伴い、方針や施策が変わる可能性もありますので、動向を注視し、柔軟かつ適切に対応していきたいと考えております。これらのことを踏まえ、予算調整をした結果、平成25年度当初予算の規模は一般会計が前年度当初予算対比0.2%減の140億8800万円、国民健康保険特別会計など10特別会計予算の総額は、当初予算対比3.1%減の77億2337万9000円、水道・病院2企業会計予算の総額は、当初予算対比1.8%増の45億9855万8000円となり、全会計を合わせた予算総額は、前年度当初予算対比0.7%減の264億993万7000円となっております。

また、平成24年度3月補正予算も合わせてご説明いたしますと、国の24年度補正予算に対応した公共事業の大型補正の追加分13億135万3000円があり平成25年度当初予算と合わせると、一般会計の予算規模では、153億8935万3000円となり、15ヶ月予算と見ると9.1%増の積極型予算となります。

引き続き、新年度の具体的な取り組みの概要をご説明します。

はじめに「潤いある暮らしを支える快適なまちづくり」についてであります。町民の暮らしを支えるまちづくり事業として「生活交通対策事業」では、地域住民の足を守る観点から、路線バス運営費やバス待合所整備費の補助金や民間運送事業者が主体的に運行する「予約制乗合タクシー事業」を継続し、交通弱者に対し利便性の向上に努めることとしております。また、本年より能登有料道路が無料化となり「のと里山海道」となることから、通行券の払い戻しにかかる経費を計上いたしました。能登空港利用促進事業では、「利用促進」・「誘客促進」補助金の継続をはじめ、本年が能登空港開港10周年となることから、記念式典やイベント経費を計上したほか新規事業として、旅行先での移動困難者の利用促進を図るため、貸し切バス借上代の一部を助成する「地元団体利用促進助成金」を計上いたしました。

防災総務費では、東日本大震災を教訓とし、防災力の強化を図るため、自主防災組織リーダー育成費をはじめ、防災備蓄品整備費、自主防災育成事業補助金、避難路整備費を増額したほか、新たに避難所マニュアル作成費や備蓄倉庫の改修費を計上し、強化に努めました。

埋立処分場管理費では、施設の延命措置を図るため、能都埋立処分場の調査費や貯留壁築堤工事費を計上しております。道路橋梁関係では、住民からの要望に答えた維持管理修繕費の計上と、新たに住民生活に密着した5路線の改良費を新規に計上したほか、13路線の整備を継続するなど、道路関係事業の強

化を行っております。

また、引き続き街路整備として「新町通り線街路整備事業」を行いますが、本年度は建物補償費等を計上しております。まちづくり交付金事業では、防災備蓄倉庫建設費をはじめ道路橋梁工事の他、緑地整備、イベント広場整備費を計上いたしました。公営住宅整備事業では、城野住宅1棟2戸の新築経費のほか、八幡団地や城野元教員住宅の解体経費を計上いたしました。除雪対策では、近年の大雪を考慮し、除雪ドーザーの購入をはじめ除雪業務委託では、固定費の強化を図ったほか、稼働費を含めた所要経費を増額計上しております。消防設備では、無蓋防火水槽の整備を継続するほか、2箇所の耐震性防火水槽整備費を計上いたしました。また、常備消防では、新たに、奥能登広域圏消防本部の庁舎や指令センター、デジタル無線整備費の負担金を計上したほか、非常備消防では、神野分団の消防ポンプ自動車の整備を行うこととしております。水道施設費では、「瑞穂背後地無水源整備事業」の継続や、老朽管の改修を推進するため「ライフライン強化事業費」や「柳田地区簡易水道再編推進事業費」を増額計上しております。その他、国重地区の水不足を解消するため「飲料水供給施設整備事業費」を新たに、計上いたしました。また、公共下水道事業であります、恋路・宇出津地区の浄化センター施設における耐震計画や長寿命化計画の策定費を新たに計上しております。

次に、「地の恵みを糧とする活力あるまちづくり」についてであります。若者の新規雇用を促すため、UIターン者及び新規学卒者を新たに雇用した企業等に、給与の一部を助成する「雇用促進緊急助成金」や「定住促進助成金」をはじめ、雇用保険の事業主負担の一部に助成を行う「労働保険緊急助成金」を継続計上しております。また、依然企業の雇用情勢が不安定であり、生活安定のための雇用支援を行うため、町の臨時職員の雇用をはじめ、民間企業等に委託して、一時的な雇用機会の創出を図るため「緊急雇用創出事業」も継続計上しております。農業総務費では、近年のイノシシによる農作物被害が拡大していることから、鳥獣被害防止対策事業費を増額計上したほか、施設管理費では、農業ダム施設の延命化を図るため機能診断を行う「基幹水利施設予防保全対策事業費」を新たに計上いたしました。農業振興対策事業では、町内農家で農業研修を行い、研修後に町内への就農定住を促す「農業インターンシップ事業」の継続や、本年10月に予定されている「全国農業担い手サミット石川」における地域交流費を新たに計上しております。そのほか、里山の維持保全を図り、地域の農業の担い手の育成を図るため、農業機械の更新費用の一部に助成する「棚田保全支援事業」を新たに計上いたしました。また、地場産業の育成と町内のブルーベリー農家の営農意欲の向上を図るため、ブルーベリー振興対策事業も継続したほか、昨年の補正で追加いたしました、地域農業を担う経営体や

生産基盤となる農地を確保する「人・農地」プランの作成や青年就農給付金事業を計上しております。畜産業費では、有限会社赤城畜産が旧内浦放牧場に企業進出することとなり、能登町が県内一の能登牛の生産拠点となる見込みです。新たな雇用の創出や今後の観光資源の振興にも期待するところであります。そこで今回、新たに、牛舎建設の投資に対し支援金を計上いたしました。農業基盤整備では、農業経営の安定化を進めるため、新たに国光地区のため池改修や用水路、暗渠排水等の整備費を計上したほか、当目地区、鶴町地区の「県営中山間地域総合整備事業」をはじめ、上長尾地区、山中地区の「県営老朽ため池整備事業」を引き続き実施して、整備を進めることとしております。昨年への補正に追加させていただいた鮭尾地区の営農飲雑用水施設を行う農産漁村活性化プロジェクト支援事業につきましても、引き続き事業を継続しております。林道整備事業では、継続3路線と新規1路線の開設舗装事業のほか、3路線の林業専用道の開設事業を予定しております。水産業費では、漁業経営構造改善事業として、漁業協同組合小木支所が行う燃油補給施設整備に対する補助金を計上したほか、羽根漁港防波堤整備費や小浦漁港浚渫工事費を計上しております。また、水産業活性化促進事業では、鮮魚選別台整備費に対する助成を計上しております。

商工観光事業では、地域産業の育成と活性化支援策として、町内の中小企業等に対し地域資源を活用し、新たなビジネス展開を目指す取り組みを支援する「地域産業育成・活性化支援助成金」を継続するほか、新たに金沢の「能登里山里海市場」を活用して試食等を通じて情報発信を行う「能登の食材PR促進事業」を計上しております。また、首都圏での出向宣伝を継続するほか、本年、能登有料道路が「のと里山海道」として無料化となることから、新たに、車の交流人口増大に対応したパンフレット制作費や観光協会が企画する交流人口拡大事業に対する補助金を計上しております。その他、恋路地区の観光資源の活性化を図るため、珠洲市の見附地区と合わせた活性化振興策に対し珠洲市と共同で補助金を計上いたしました。イベントでは、引き続き地域住民が協働で行う「灯り回廊事業」や交流人口を拡大するため、四季をとおして能登町の体験・味わいなど五感を感じるイベントである「地域づくり総合支援事業」に対する補助金を計上しております。また、新幹線開業PRを今後5年間集中的に取り組むため、官民一体となつて行うためPR推進ファンドの創設にかかる貸付金を新たに計上しております。観光施設管理事業では、真脇遺跡公園浴場建設工事のほか、柳田温泉3号源泉の掘削経費を計上しております。

次に、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」といたしましては、社会福祉施設費において、老人憩いの家九十九荘にエアコンの設置費を計上しております。障害者福祉費では、障害者の通院等を簡易にし、在宅福祉の向上を図るために

「障害者福祉タクシー助成事業」を継続しております。また、県からの事務移譲により18歳未満障害児に対する育成医療費を新規に計上しております。老人福祉費では、高齢者に対する「在宅長寿祝金」をはじめ、「ふれあい入浴助成事業」を継続したほか、緊急通報体制等整備事業費を増額計上しております。介護保険費では、藤波デイサービスセンターの床張替え改修費や小木デイサービスセンター空調設備改修費に要する経費を、繰出金にて新たに計上いたしました。児童福祉費では、引き続き「すこやかあかちゃんお祝い金」や中学生までの入院、通院費に対する「子ども医療費給付事業」を継続するほか、保育所に非常通報装置の整備を予定しております。また、小木保育園の新規事業として、高齢者と園児との交流を図る「マイ保育園地域子育て支援拠点推進事業費」を新たに計上いたしました。予防接種事業では、麻疹風疹、日本脳炎、ポリオ、インフルエンザワクチンのほか、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、小児肺炎球菌ワクチン接種等を継続して計上しております。母子保健事業では、妊婦検診のほか、不妊、不育治療費補助金の継続のほか、県からの事務移譲による、未熟児療育医療事業を新たに、計上しております。がん検診事業では、胃がん検診後における精度の状況確認を行うため、新たに管理委員会を設置することといたしました。病院費では、更なる看護師確保対策を推進するため、看護師住宅の建設費のほか、看護師等修学資金貸付金の増額を図り、財政支援を行うこととしております。この他、町民の健康管理のための事業や各特別会計の運営のための繰出金を予算化いたしております。

「創造性と元気あふれるまちづくり」に関しましては、教育総務費で、障害を持つ児童生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を増員配置いたしました。また、管内小中学校の学校図書館の充実を図り、こども達の読書意欲を高め、読書活動を通じて国語力の向上を目指し、新たに学校図書館整理員を配置いたしました。また、本年予定されている北信越中学校総合競技大会ソフトテニス競技の負担金のほか、鶴川中学校閉校記念事業補助金を新たに計上しております。また、流山市との小学生交流事業、小林市との中学生交流事業、外国語指導助手招致事業及び各種大会への助成も引き続きを行うこととしております。小学校管理費では、柳田小学校北河内線のスクールバスの入れ替えを予定しております。小中学校の教育振興費では、学習意欲と学力向上を図るため、デジタル教科書や書画カメラ等教材備品の導入費を計上いたしました。また、環境美化への関心や美しいまちづくりを推進するため、公共的な場所に花木を植える活動に対し助成を行う「花いっぱい運動推進事業費」を小・中学校教育振興費や公民館費において、新たに計上しております。中学校管理費では、新たに「不登校対策」として、不登校対応アドバイザー派遣事業を行うこととし、新たに諸経費を計上しております。ま

た、鵜川中学校の統合に伴い、スクールバスや車庫の整備費のほか、制服購入補助金を新たに、計上しております。その他、卒業証書を久田和紙づくりから自ら手がける事業として「いしかわ版里山づくり ISO 推進事業費」を計上いたしました。学校建設費では、柳田中学校において特別支援教室を整備するほか、廊下等の床改修費を計上しております。能登高等学校に対する支援では、昨年に引き続き、制服購入、通学費、クラブ活動及び通学バス運行への支援を継続して行うこととしております。社会教育費では、松波城址公園内の元青少年の家解体費を計上したほか、柳田星の観察館「満天星」が開館20周年を迎える事から、記念事業費を計上しております。公民館費では、「能登の里山里海」を活かした、地域の活性化や公民館活動の充実を図る、「公民館特色ある活動事業」に対し事業費の拡充を行っております。図書館費では、インターネット閲覧用パソコンの設置を予定しております。青少年健全育成事業では、芸術鑑賞事業として、大編成のオーケストラ・アンザンブル金沢によるコンサートを予定しており、諸経費を計上しております。文化財保護費では、文化遺産保存活用基本計画の策定や中谷家住宅保存修理事業の補助金及び旧真脇遺跡展示室プレハブ解体費を新たに計上したほか、松波城址整備事業では、保存管理・基本計画の策定を予定しております。スポーツ大会補助事業では、町の一体感を深めた「町民大運動会」を引き続き開催することとし、諸経費を計上いたしました。体育施設管理費では、柳田野球場、柳田体育館のほか、瑞穂テニスコートの修繕費を計上しております。

「豊かな自然を守り活かすまちづくり」といたしまして、環境にやさしい町づくり推進事業では、引き続き、グリーンカーテン設置費用や木質ペレットストーブや生ゴミ処理機の購入費助成を行うほか、防犯灯省エネ対策事業や住宅用太陽光発電システム設置事業につきましても、引き続き計上しております。世界農業遺産推進事業では、本年予定されている、国際フォーラム負担金を計上したほか、里山景観保全事業にかかる諸経費も継続して計上いたしました。土地改良事業では、新たに世界農業遺産を契機に県単土地改良事業の里山保全型として4地区を認定し、用排水路整備費を計上しております。土地改良施設維持管理適正化事業では、五十里地区の頭首工整備を予定しております。その他、「中山間地域直接支払事業」、「農地・水・環境保全向上対策事業」、「環境保全型農業支援対策事業」、「森林整備地域活動支援交付金事業」、「松くい虫対策防除事業」等も農林水産業費に計上し、引き続き事業を進めることとしております。

「住民が連携・交流するまちづくり」といたしましては、「能登町音頭」の早期普及と、一体感の醸成を図るためイベント用の浴衣の作成費を計上しております。姉妹都市推進事業では、姉妹都市の千葉県流山市及び宮崎県小林市との

親善・文化交流の促進を図るため、交流事業に対する補助金を新たに計上したほか、表敬訪問などの諸経費を計上いたしました。企画調整費では、引き続き住民主体のまちづくり活動を支援し、更なる活性化を図るため、公益信託能登町エンデバーファンド21への出捐金を計上しております。地域振興費では、姉妹都市の流山市児童を対象にした「自然体験ツアー」の実施をはじめ、地域の魅力発見等の集落調査を行う「先駆的里山保全地区創出支援事業」、能登を大学のキャンパスと見立て、教育研究活動、地域貢献活動を通じ、地域活力向上や地域の人材育成を図る「能登キャンパス構想事業」、首都圏の大学と連携を図り交流人口の拡大や町内施設の活用を図る「地域再生事業」、町内への定住促進を図る「ふるさと空き屋活用事業」、能登町の観光や物産等を客観的に分析し、魅力ある情報発信を図る「地域資源利活用推進事業」、能登井のPR事業など、能登町の素材を活かした地域振興を図るためのソフト事業を計上しております。また、大学生の誘客事業として、合宿やゼミで町内の宿泊に対して助成を行う「域学連携合宿助成事業」を新たに計上いたしました。その他事業といたしまして、一般財産管理費では、崎山山村開発センターや柳田情報センターの耐震調査・実施設計をはじめ、町有地の測量調査、法面保護工事費を計上したほか、固定資産税の賦課業務を効率的に行うため、内浦地区の地番図の作成を予定しております。

以上、平成25年度における取り組みの大要についてご説明いたしました。能登町としての基礎固めの創成期は終わり、これからは成長・成熟期にむかひ着実な歩みを進めていかなければならないと考えております。今後とも、町民の皆さんとともに、能登町発展のため、未来の町づくりを見据えた取組を邁進していく所存であります。引き続き、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要を説明いたします。

議案第14号から第26号までは、一般会計、特別会計及び事業会計予算の補正であります。今回の補正は、1月の国の緊急経済対策に伴う大型補正による事業費の追加をはじめ、各款項にわたり「決算見込み」や「事業費の確定」による、予算の調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案いたしましたので宜しくお願いいたします。それでは、補正予算を説明いたします。

議案第14号「平成24年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億2594万8000円を追加し、予算の総額を160億1976万2000円とするものです。

歳出から説明いたします。第2款「総務費」は、1978万6000円の減額であります。第1項「総務管理費」において、「文書広報費」では、有線放送

特別会計繰出金の減額であります。「財産管理費」では、決算を見込み能都庁舎維持管理費や公用車維持管理費を減額し、新たに、柳田情報センターの耐震調査費を追加いたしました。「基金管理費」では、基金利子の確定見込みによる減額や今回の財源調整による財政調整基金積立金を減額したほか、過疎債ソフト事業の確定見込みにより特別事業基金への積立を行っております。「企画費」では、事務費の確定による奥能登広域圏事務組合の負担金及び土地利用規制等対策事業費の減額であります。「地域振興費」では、事務費の減額のほか、国の補正による過疎集落等自立再生緊急対策事業の追加であります。その内容は、「のとキリシマツツジ」を活用した地域活性化事業を予定しております。「交通対策費」では、路線バス運営補助金及び能登空港利用促進事業補助金の追加であります。いずれも決算を見込み追加するものであります。また、「諸費」では、集会所修繕費の補助金を減額しております。第2項「徴税費」において、同じく決算を見込み、過誤納還付金の減額を行い、第3項「戸籍住民基本台帳費」及び第6項「統計調査費」においても、システム改修費や事務費の確定による減額を行っております。

第3款「民生費」は、1143万9000円の追加であります。第1項「社会福祉費」において、「社会福祉総務費」は、財源の調整であります。「障害者福祉費」では、自立支援法の改正に伴う給付システム改修業務の委託料を追加したほか、事業費の決算を見込み、障害者自立支援給付事業を追加いたしました。その他、医療費助成事業、福祉タクシー利用助成事業及び地域生活支援事業については、減額を行っております。「老人福祉費」につきましても、同様に、事業費の確定を見込み減額したものであります。介護保険特別会計繰出金では減額を行い、国民健康保険特別会計繰出金は、追加を行っております。また、後期高齢者医療広域連合負担金や後期高齢者医療特別会計繰出金については、減額であります。第2項「児童福祉費」において、学童保育事業、子どものための手当給付事業、保育所運営費については、事業費の確定を見込み調整のうえ減額を行い、こどもみらいセンター管理運営費では、耐震補強経費の追加を行っております。

第4款「衛生費」は、3673万7000円の減額であります。第1項「保健衛生費」において、財源調整のほか、事業費の確定を見込み、予防接種事業、母子保健推進事業、健康増進事業及びがん検診事業を減額しております。斎場管理費では、燃料費や除雪機械借上料の追加を行っております。墓地公園管理費では、事務費の確定による減額であります。また、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金は、追加を行っております。また、「病院費」では、病院事業会計への負担金の追加であります。その要因は、不採算地区病院運営費の繰出基準の改正や退職手当特別負担金の追加によるものであります。第2項「清掃費」

において、事務費や奥能登クリーン組合負担金、埋立処分場管理費の確定を見込み、減額を行っております。第3項「水道費」において、上水道事業への出資金の確定による調整や減額を行ったほか、簡易水道特別会計繰出金の減額を行っております。

第5款「労働費」は、882万2000円の減額であります。勤労者対策事業及び緊急雇用創出事業は、いずれも事業の確定を見込み減額するものであります。

第6款「農林水産業費」では、7829万1000円の追加であります。第1項「農業費」の各事業につきましては、事業費の確定により財源調整や組替えのほか、減額したものであります。国の追加補正により、山口ダムの機器類修繕を行う基幹水利施設予防保全対策事業を追加したほか、中心経営体等が行う農業用機械導入の支援を行う経営体育成支援事業、上長尾地区の用排水路整備を行う基盤整備促進事業、山中地区や五十里地区の、ため池整備を行う県営老朽ため池整備事業、柳田中央地区の、ほ場整備設計等を行う県営中山間地域総合整備事業、鮭尾地区の営農飲雑用水整備を行う農山漁村活性化プロジェクト支援事業、小間生地区の農業集落排水処理場機能強化事業を行う農業集落排水事業特別会計繰出金について追加を行っております。第2項「林業費」についても、事業費の確定により、調整や組替えのほか、減額したものであります。国の補正による追加で、林道保全事業として林道橋梁の調査費を追加しております。第3項「水産業費」であります。事業費の確定により、漁業集落排水事業特別会計繰出金では追加を行い、漁港修繕県負担金では減額を行っております。

第7款「商工費」は、303万円の減額であります。「商工振興費」及び「観光費」の減額であります。いずれも事務費の確定を見込み減額したものであります。

第8款「土木費」では、7億4571万2000円の追加であります。第2項「道路橋りょう費」において、除雪対策事業で決算を見込み除雪業務委託料を追加したほか、国の追加補正に伴い、社会資本整備総合交付金事業では4路線の増額追加、道整備交付金事業では、5路線の増額を行い、道路更新防災等対策事業は組替えによる減額であります。第3項「河川費」において、事業費の確定により、黒川地区の県単急傾斜地崩壊対策事業費を減額し、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金では追加を行っております。第4項「港湾費」において、事業費の確定による県営港湾改修費負担金の追加であります。第5項「都市計画費」では、事業費の確定により県営新町通り線街路整備事業費を追加し、国の追加補正により、観光・地域交流センター整備費等を行う「まちづくり交付金事業費」を追加しております。そのほか、下水道費で公共下水道事業特別会

計繰出金を追加しております。

第9款「消防費」は、196万9000円の減額であります。「常備消防費」では、事業費の確定により奥能登広域圏事務組合負担金の組替えと減額を行い、「非常備消防費」では、建物火災や災害出動等の決算を見込み、団員出動諸経費を追加しております。また、「消防施設費」では、光熱水費や修繕費等の事務費を追加したほか、事業の確定により消火栓設置費負担金の減額を行っております。

第10款「教育費」は、3億6085万円の追加であります。第1項「教育総務費」の「事務局費」では、育英事業費の確定による減額であります。第2項「小学校費」では、「学校管理費」でスクールバス運転業務委託の確定による減額を行い、「学校建設費」の大規模改造事業では、松波小学校外壁改修完了による減額と、国の追加補正により、新たに、宇出津小学校大規模改造事業費を追加しております。第3項「中学校費」では、「教育振興費」で特別支援学級の備品整備費を追加したほか、要・準用保護等生徒修学援助費の追加を行っております。

「学校建設費」では、能都中学校改築事業の確定による減額を行ったほか、大規模改造事業では柳田中学校外壁改修事業完了による減額と、国の追加補正により、新たに柳田中学校給排水設備耐震化事業費及び小木中学校大規模改造工事費を追加しております。第4項「社会教育費」、第5項「保健体育費」及び第6項「学校給食費」では、いずれも事業費の確定による財源調整と減額であります。

以上、この財源として「町税」、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「財産収入」、「諸収入」及び「町債」を追加し、「地方消費税交付金」、「使用料及び手数料」、「県支出金」及び「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第15号「平成24年度能登町有線放送特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万5000円を減額し、予算の総額を2億7177万3000円とするものです。歳出の主な内容は、「有線放送管理費」で、決算を見込んだ事務費の減額ですが、工事費の追加につきましては、新規のインターネット接続加入者の増を見込み、宅内工事費の追加を行ったものであります。この財源として「分担金及び負担金」を追加し、「繰入金」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第16号「平成24年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1150万5000円を減額し、予算の総額を28億8909万7000円とするものです。歳出の主な内容は、高齢受給者証発行経費やシステム改修費の追加をはじめ、決算を見込み財源調整のほか、保険給付費、高齢者支援金、納付

金及び共同事業拠出金の減額を行っております。この財源として、「諸収入」を追加し、「国庫支出金」、「前期高齢者交付金」、「県支出金」、「共同事業交付金」及び「繰入金」を減額し収支の均衡を図りました。

次に、議案第17号「平成24年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ909万7000円を減額し、予算の総額を3億1133万5000円とするものです。歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の決算を見込み減額したものであります。この財源として、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第18号「平成24年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億268万9000円を減額し、予算の総額を25億5420万8000円とし、サービス事業勘定では、112万8000円を減額し、予算の総額を2193万9000円とするものです。歳出の主な内容は、保険事業勘定において、「総務費」で介護認定システムの改修経費を追加し、「保険給付費」では、決算を見込み、介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の減額を行い、審査支払手数料、高額サービス給付費、地域支援事業費及び基金積立金の追加を行っております。また、サービス事業勘定では、人件費の組替調整のほか、介護予防支援計画費や藤波デイサービスセンター修繕費の確定による減額を行っております。この財源として、保険事業勘定では、「財産収入」、「繰入金」及び「諸収入」を追加し、「保険料」、「国庫支出金」、「支払基金交付金」及び「県支出金」を減額し収支の均衡を図り、サービス事業勘定では、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

次に、議案第19号「平成24年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ162万円を減額し、予算の総額を4909万5000円とするものです。歳出の主な内容は、観光施設の修繕や工事費のほか、ポンプ設備点検業務の確定による減額であります。この財源として、「繰入金」を減額し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第20号「平成24年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ509万7000円を減額し、予算の総額を7億3348万6000円とするものです。歳出の主な内容は、「総務費」で決算を見込み、事務費や汚泥処理業務委託料を減額したほか、公共マスの移設費や修繕費を追加しております。また、「建設改良費」では、地方債の確定による財源調整を行っております。この財源として、「繰入金」及び「諸収入」を追加し、「分担金及び負担金」、「使用料及び手数料」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第21号「平成24年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5975万6000円を追加し、予算の総額を5億2327万6000円とするものです。歳出の主な内容は、管理費の確定を見込み事務費を減額したほか、緊急経済対策として国の補正を受け、小間生処理場の機能強化事業費を追加したものであります。この財源として、「使用料及び手数料」、「県支出金」、「繰入金」及び「町債」を追加し、「分担金及び負担金」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第22号「平成24年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、予算の総額を4002万3000円とするものです。歳出の主な内容は、管理費において、羽根・小浦処理場及び赤崎処理場施設機器の修繕費の追加と公債費の確定による減額であります。この財源として、「繰入金」を追加し「使用料及び手数料」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第23号「平成24年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ482万円を追加し、予算の総額を6054万1000円とするものです。歳出の主な内容は、管理費において、一括納付報奨金の決算を見込み減額したほか、ブローア取替等の修繕費の追加であります。また、建設改良費は、人層規模の変更による追加であります。この財源として、「使用料及び手数料」、「県支出金」、「繰入金」及び「町債」を追加し、「分担金及び負担金」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第24号「平成24年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ202万5000円を減額し、予算の総額を4億603万4000円とするものです。

歳出の主な内容は、施設管理費において、決算を見込み事務費を減額したほか、建設改良費では、給水管移設費の追加であります。この財源として、「分担金及び負担金」及び「町債」を追加し、「国庫支出金」及び「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第25号「平成24年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」は、資本的支出において、6339万1000円を減額し、予算の総額を3億80万6000円とするものです。歳出の主な内容は、建設改良費において、配水設備改良費及び瑞穂地区の未給水地区解消事業費の確定による減額であります。また、資本的収入では、補助金を追加し出資金及び工事負担金の減額を行っております。

次に、議案第26号「平成24年度能登町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収支において、60万円を追加し、予算の総額を24億9260万円とするものです。歳出の主な内容は、奨学資金返還免除に伴う看護師確保経

費の追加であります。また、収益的収入では、他会計負担金を追加し、入院収益の減額を行っております。

次に、議案第27号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」は、災害対策基本法の一部改正により、災害対策本部設置についての規定が、第23条から第23条の2になることに伴い条項ずれの改正が必要となったため、引用条文の整理をするものであります。

次に、議案第28号「能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について」も、災害対策基本法の一部改正に伴うもので、主な改正内容は、地方公共団体の防災会議について、平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加するものであります。

次に、議案第29号「職員定数条例の一部を改正する条例について」は、第2次行政改革大綱及び第2次定員適正化計画に基づき、事務内容及び業務執行体制の見直しを行った結果、現在の職員定数は、職員数の限度を示す数値として、現状とかい離している状況であるため、職員数の実情を踏まえ各事務部局ごとの職員定数を見直すものであります。

次に、議案第30号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第34号「能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題されることに伴い、引用条文の整理をするものであります。

次に、議案第31号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の給与改定に当たって、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、給与制度については国に、給与水準については県に準拠することを基本として、職員給与の適正化に努めております。本年度の一部改正の主な内容は、自宅に係る住居手当の廃止と給与構造改革に伴う昇給抑制の回復措置を4月1日から実施するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」及び議案第52号「公の施設の指定管理者の指定について」は、四明ヶ丘集会所が平成25年2月末に完成したことに伴い、能登町地区集会所等条例に追加し、四明ヶ丘集会所の指定管理者に四明ヶ丘町内会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであり

ます。

次に、議案第33号「能登町情報ネットワークセンター条例の全部を改正する条例について」は、昨年度の能都地区再整備工事、今年度の柳田地区告知設備設置工事の完了に伴い、有線放送設備等の名称変更、追加及び統一を行うほか、インターネット接続サービスの加入負担金を有線放送施設の基本加入の付加サービスとして初期登録手数料にすることなど、条例の改正が広範囲にわたることになったため、当該条例を全面的に改めるものであります。

次に、議案第35号「能登町環境美化に関する条例の制定について」は、平成23年6月に世界農業遺産に登録された能登の里山里海を守るため、美しいまちづくりに寄与することを目的とした「能登町環境美化に関する条例」を新たに制定するものであります。能登町をより美しく住みやすいまちとするため、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご協力をお願いいたします。

次に、議案第36号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、第2次地域主権一括法の施行により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、市町村の一般廃棄物処理施設に配置する「技術管理者」が有すべき資格について、市町村が条例で定めることになったものです。

次に、議案第37号「能登町火葬場条例の一部を改正する条例について」は、当施設の霊安室が、行旅死亡人の遺体安置を目的に設置されたものであり、近年、住宅事情等でご自宅に安置できない方や病院等で長時間ご遺体をお預かりいただけない方など、親族だけでお見送りする密葬が大幅に増えていることから、これまでの利用形態等を勘案し、使用料の適正化を図るため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第38号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について」は、修学資金の貸付けにつきまして、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な方に対し実施しているところですが、応募者が低迷していることから、修学資金の貸付限度額を月額5万円から月額8万円に増額することにより、新規貸付けの拡大を図るものであります。

次に、議案第39号「能登町社会環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について」は、公益法人制度改革に伴い関係規定について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第40号「能登町道路構造基準等を定める条例の制定について」は、第2次地域主権一括法の施行に伴い、「道路法」等が改正され、地方公共団体は、改正法施行までに、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第41号「能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する

る基準を定める条例の制定について」も、第2次地域主権一括法の施行に伴うもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、これまで国が一律に定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第42号「能登町都市公園条例の一部を改正する条例について」も、第2次地域主権一括法の施行に伴うもので、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第43号「能登町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」も、第2次地域主権一括法の施行によるもので、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第44号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」も、第1次地域主権一括法の施行に伴うもので、「公営住宅法」の改正により、これまで国が一律に定めていた公営住宅等の整備に関する基準を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第45号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」も、第2次地域主権一括法の施行に伴うもので、「下水道法」の改正により、これまで、国が一律に定めていた公共下水道及び流域下水道の構造基準の一部及び終末処理場の維持管理の基準を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第46号「能登町水道法施行条例の制定について」も、第2次地域主権一括法の施行に伴うもので、「水道法」の改正により、これまで、国が一律に定めていた水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を市町村の条例で定めることになったものであります。

次に、議案第47号「「請負契約の締結について（平成24年度農業集落排水事業柳田右岸処理区処理場機能強化（防食被覆）工事）」に係る議決の一部変更について」は、平成24年第3回議会定例会において、議決をいただきました工事請負契約金額の変更が必要となりましたので、475万6500円を増額し、請負金額を7195万6500円とする変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、策定につきまして、本年度、辺地区域に該当する鮭尾辺地ほか7辺地において、平成24年度から26年度及び平成25年度から27年度の期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するものであります。また、変更については、すでに議決されております辺地に係

る公共的施設の総合整備計画のうち猪平辺地ほか5辺地において、町道改良整備事業及び林道改良事業に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであります。策定及び変更のいずれについても、先般、石川県との事前協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項及び第9項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号「町道路線の認定について」は、宇出津117号線及び宇出津118号線については、法務局跡地の宅地造成に伴い、生活道路として利用頻度が増えたものであり、宇出津119号線については、町道1級不動寺宇出津1号線の路線変更に伴い変更した区間のうち、他路線との重複区間を除いた部分を新規に認定するものであります。また、宇出津120号線については、旧宇出津駅前の整備に伴う新設路線であります。今回、認定をお願いする4路線については、いずれも町民の利用頻度が高く、町道として管理する必要があるため、町道として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第51号「町道路線の変更について」は、宇出津9号線について、旧のと鉄道の線路敷を道路とするため、延長が若干増加し、終点を変更するものであり、町道1級宇出津2号線は、旧宇出津駅前の整備に伴い、新設された駐車場前面のバスロータリー区間に路線変更するもので、終点は変更しないものの延長が若干増加するものであります。また、町道1級不動寺宇出津1号線についても、旧宇出津駅前の整備に伴うもので、新たに新設された区間と、町道1級宇出津2号線の路線変更に伴い、変更された区間を結び、終点は変更しないものの延長が若干増加するもので、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、町道路線の変更について、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第53号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字上の「井高吉孝」氏の後任として、豊富な専門知識と経験をお持ちであります、能登町字布浦「坊谷文治」氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号及び議案第55号の「能登町教育委員会委員の任命について」は、4月26日に任期満了を迎えられます、能登町字宇出津の「上乘秀雄」氏と能登町字天坂の「仲谷由美」さんのお二方とも、人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見を有しておりますので、再度、教育委員会委員に選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げます。

ましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

何卒よろしく願いいたします。

休 憩

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。ここでしばらく休憩いたします。

（午前11時22分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時30分）

日程の順序の変更

議長（宮田勝三）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し日程第56 議案第53号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第58議案第55号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し日程第56議案第53号から日程第58議案第55号までの3件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました議案第53号から議案第55号までの3件を議題とします。

採 決

議案第53号から議案第55号

議長（宮田勝三）

お諮りします。

議案第53号から議案第55号までの3件は人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までの3件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第53号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、同意を求める件は、能登町字布浦ソ字十一番地二「坊谷 文治」氏の選任に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

はい、ありがとうございました。

御着席ください。起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号「能登町教育委員会委員の任命について」、同意を求める件は、能登町字宇出津ノ字十四番地「上乘 秀雄」氏の任命に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

はい、ありがとうございました。

御着席ください。起立全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号「能登町教育委員会委員の任命について」、同意を求める件は、能登町字天坂四字五十八番地「仲谷 由美」氏の任命に同意することに賛

成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

はい、ありがとうございました。

御着席ください。起立全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。(午前11時35分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時42分)

議長発言の訂正

議長（宮田勝三）

議長の方からお詫びと訂正を申し上げたいと思います。先ほど議案第53号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意を求める件は、起立多数と申し上げましたが起立全員でありますのでお詫びと訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程の追加
選任第1号

議長（宮田勝三）

ただいま、能登町議会運営委員会委員が1名欠けております。

お諮りします。

「能登町議会運営委員会委員の補充選任について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、「能登町議会運営委員会委員の補充選任について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1選任第1号「能登町議会運営委員会委員の補充選任について」を議題とします。

お諮りいたします。能登町議会運営委員会委員の選任については、能登町委員会条例第8条の規定により、2番 國盛孝昭君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました國盛孝昭君を能登町議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

質 疑

議長（宮田勝三）

日程第4議案第1号から日程第55議案第52号までの52件についての質疑を行います。質疑は大綱的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

予算書の方からいきたいと思います。95ページ環境衛生費で住宅用太陽光発電システムの補助金が出ているが、去年は200万円でした。本年度は400万円です。平成24年度の実績件数と金額。合わせて平成25年度の計画件数と金額。同様に防犯灯省エネ対策についてもこれは2度ほど補正があったかと思っておりますが去年の実績と今回の当初予算について報告をお願いしたい。

議長。3点ほど大きいのでそのまま言った方がいいですね。

それでは、次は104ページ農業総務費において19節基幹水利施設予防保

全対策事業として50万円が計上されている。確か、全員協議会の説明では寺田川ダムの診断と聞いたがその内容を聞きたいと思います。なぜそれを聞くかと言うと今日町長は趣旨説明の祝詞の中で自然の脅威にさらされたとおっしゃっていますが、あれは自然災害ではなく人災だと私は思っております。もともとあのダムは貯水に1年から1年半もかかるものが私たちに出されたのは残り1割の水量になってからでした。そして財政で緊急出動して1200万円だと思っておりますが、仮設で山田川からひいた。これはあきらかに人災であり、本来、民間会社なら倒産ものです。そういう意味で寺田川診断というのを説明していただきたい。

次に123ページ商工費15節で工事請負費2億3990万円。ほぼ2億4000万円ですが、これは縄文真脇温泉の代わりにポーレポーレの簡易浴場と柳田温泉の3号源泉の確保ということでしたがその詳細な説明をお願いしたい。私の思いでは真脇は平成24年度設計費が450万円みておりましたね。建造物はほぼ1億5000万円ほどかかるでしょうという話を聞いた覚えがあります。そして観光施設特別会計において縄文真脇温泉の施設管理費は前年ほぼ同額の金額が上がっているが、平成25年度中は縄文真脇温泉は通常営業を続けるのか。このことについても答えていただきたい。この3つのことを大きくお願いしたいと思います。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

鍛冶谷議員にお答えします。住宅用太陽光発電システムの設置補助事業制度でございますが、今年度ですが25件の493万円支出されております。件数が25件ということで今回この実績に見合う20件の上限20万円の400万円を計上しております。以上でございます。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。4款1項5目の環境にやさしい街づくり。この中の防犯灯省エネ対策事業。今年度は1052万8000円。24年度の実績でありますけれども128町内で504基の防犯灯をLED化に取り替えております。補正につきましては、9月で800万円余り補正した経緯がございます。

25年度の見込みであります約500基の防犯灯の交換を予定しております。以上です。

議長（宮田勝三）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

基幹水利についての質問でございました。基幹水利施設はダム頭手工、大規模な用排水路等のストックマネジメント、つまり老朽化診断を行うものでございまして、寺田川につきましては平成18年度に完成している。これらの施設を長寿命化に向けたもの。あるいはライフサイクルコストの低減を図るために適切な補修、補強工事を実施するために保全事業として保守点検を行うものがあります。以上でございます。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

7款1項観光費の工事費の工事請負額の2億3990万円の内訳でございますが、老朽化している真脇温泉浴場の代替え施設、真脇ポーレポーレ簡易浴場の建設費に1億5750万円を予定しております。その他、国民宿舎やなぎだ荘の3号源泉の掘削、これには6000万円、それからその地上設備ポンプ等2100万円を予定しております。それから真脇温泉浴場の施設運営ですが来年度25年度は通常通りに予定をしております。以上でございます。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

回答いただきましたから、1点だけ農業総務費のところがいいのか答えはその方が言うのかは分かりませんが、矢波浄水場の電光掲示板がちゃんとした正常な作動がしていなかったんですが、あの当時。災害時。治ったのかどうか確認したいと思います。

議長（宮田勝三）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

矢波浄水場ダムの計器でございますが、ご指摘を受けてから修繕をしております。今現在は正常に作動しておりますのでご理解をお願いします。

議長（宮田勝三）

他に質疑はございませんか。3番 市濱等君。

3番（市濱等）

私は補正予算を。宇出津駅都市計画再整備事業の5億9390万円について少しお尋ねしたいと思います。この補助金ですが、町の負担金はどれぐらいになるのか。それからまた、全協ではわずかでございますが、その要因はどのようなのか。2番目としてプランの設計では主要構造部が木造だというようなことを聞いております。オープンスペースも広くて不安定な構造ではなかろうかと私は思っております。もう一つ当初の計画では物産販売・情報発信をとありましたがどのようなお客をターゲットにして、そしてまた、規模は適正か。物産販売等は商工観光だというふうに認識しておりますが、その建築する建物の前にある商工観光会館の管理者と協議されたのか。どのような協議をされたのかということも併せてお聞きしたいと思います。

議長（宮田勝三）

建設課長 小畑純夫君。

建設課長（小畑純夫）

それでは市濱議員の質問にお答えします。まず1点目の補助金がどれだけき、町の負担がどれぐらいかというご質問ですが今回の補正につきましては、当初24年度事業費で5060万円の減額と今回の緊急経済対策による大型補正に伴う6億4450万円の追加で増減しますと5億9390万円の補正となっております。この財源につきましては、社会資本整備交付金事業による国の補助金が40パーセントでございます。当初減額分と補正分の追加を合わせますと2億3700万円余りとなっておりますけれども、残りの60パーセントが町負担となっております。今回の補正分につきましては2億7000万円余りが「地域の元気臨時交付金」の創設によりまして上乗せされるため国の補助金は当初分と補正分と合わせまして5億800万円を現在計上しております。今回の補正にかかる町の負担金といたしましては、8600万円の見込みでございますけれどもこの負担金につきましては過疎債や補正予算債の充当により

まして起債の償還などを考慮しても今回の元金臨時交付金によりまして財源が確保されており事業費の約6パーセント程度が財政負担の軽減となっておりますことから今回の補正をお願いしておるわけでございます。

2点目といたしまして主要構造物が木造、なぜ木造かということですが、今回の設計にあたりましては公募型プロポーザルによりまして提案内容によりまして実施設計をすすめております。計画の予定地であります旧宇出津駅の周辺の街並み環境や景観などを考慮いたしまして外観イメージといたしまして緩やかな曲線となっており、大屋根の新しいシンボルとした大規模な木造建築といたしておるところでございます。木工としまして集成材を利用いたしまして均一的な品質を確保するとともに地元産材アテ・スギなどの利用いたしまして地産地消にもつとめているところでございます。そして耐震構造の計算や耐火性も確保しまして建築基準法に基づく規制をクリアすることとしております。また平成22年10月から木公共建築物等における木造の利用の促進に関する法律が施行されまして、国の基本方針といたしまして林業の再生や森林の適正な整備、あるいは地球温暖化の防止等にも貢献し、公共建築物については非木造から木造に転換するような考え方に変わりをまして、公共建築物についても木造化を促進することとしているところでございます。地方公共団体の責務といたしましても国の施策に準じまして木造の利用に努めなければならないということもあり、法律の趣旨から積極的に取り入れ、木造建築物としたところがございます。3点目でございますけれども物産販売及び情報発信施設の件に関してですけれどもこの物産販売施設につきましては観光客や住民向けを対象としております。規模的なスペースにつきましては、商工会あるいは観光協会の関係団体とも協議を行いまして必要である面積を計画したところがございます。今後の運営方法等につきましては具体的に関係団体と進めていきたいと考えておりますのでご理解よろしくお願いたします。以上です。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

説明を聞きましたが、木造の建物についてですが、今、2年前の東日本大震災をみますと残っていたのは非木造。RCかSRCかなと思ひまして。できれば安全なものも必要なのではないかと私は思っています。そしてその建物の中に図書館という項目がございます。町長にお聞きしたいのですが、図書館のイメージとかどういうふうを考えておいでるのか少しお聞かせ願えればと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

図書館に関しましては、今現在の中央図書館が手狭になったということで、今回新たに宇出津駅の整備に併せて図書館も併設したいという思いで今回取りくまさせていただきました。図書館に関しては蔵書の充実はもちろんですが、やはり小さいお子さんからお年寄りまで入りやすいといえますか、訪問しやすい環境づくり、利用しやすい環境づくりをもった図書館であるべきだと思います。それによって多くの方が図書館に出入りしてもらえenと思いますので、そういうことに気をつけながら図書館の整備をやっていきたいと考えております。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。（午前11時59分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分）

質疑はありませんか。18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

それでは、2、3質問させていただきます。

まず、最初に、議長、条例関係質疑していいですね。

議長（宮田勝三）

はい。

18番（大谷内義一）

環境美化についての条例が制定されるわけですが、今条文をみているとゴミの収集であるとか廃棄物であるとか落書きであるとかペットボトル捨てるなどかそういうことばかり書いてあります。もちろんそういうことを整理するこ

とによって町はきれいになるということは当然なんです、私が言いたいのはそういう個別のものだけをするなどということだけではなくて、もう少し積極的に「こういうまちづくりをしよう」「こんなきれいなまちをつくろう」という積極的な提言というのがこの中に欲しいと思っているのですがどうですか。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

お答えします。能登は地域主体の管理のもとに多様な生物資源や優れた環境など地域に根差した資源が集約された地域であります。旧柳田村において全村公園化構想によりまして大きなテーマをもって美化運動がすすめられていました。今回、学校活動の中で「花いっぱい運動」が予算化されております。このような活動を地域や事業所にも今後広げるよう活動支援を今後は検討してまいりたいということで、抽象的には18条に美化活動の支援ということで少し入っておりますけども、今後はこういうことも含めまして検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

課長。くどいようですが、その辺をもう少し積極的に「こんな美しいまちを創るんだ」というそういうものをアピールできるようなそういうことを出していくよう注文をしておきます。今、あなたが積極的に取り組むと言われるからそれを了としておきます。

次にこの予算上で能登高校に対して約1100円と予算計上されているわけですが、それはどんなように使われるのか説明して欲しい。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。当初予算の60ページ2款1項16目諸費の中の「能登高等学校支援事業補助金」1170万5000円についてご説明いたします。この内訳として、まず、新入学生徒に対する制服補助。これは120

名の定員になっておりますので一人2万円で120名の制服補助金。それから交通費補助。1年間通して定期券の購入の約2割相当額を150人分補助みています。これで530万円あまりみています。それと3つ目に部活補助ということで、おおざっぱに100万円という数字で例年みております。それから早朝バス補助金ということで、例えば珠洲方面から走る早朝に始発からその周辺だけを乗り降りできることにして、あとは能登高校までの直通バス。これを専用に走らすバスを町で補助しております。これが1便あたりの単価が約1万3650円と。これを220日分ということで300万相当みています。これら4つの補助ということで合計1170万5000円。こういった内訳になっております。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

1100万円の使い道についてお聞きしたのですが、事前に教育委員会に対して能登高校の地元の能都中学校からどれぐらいの生徒が能登高校に入るかということと同時に奥能登に他に輪島・珠洲・門前・穴水あるわけですが、その学校はどういうことになっているか。どれだけの卒業生がいて、どれだけの生徒が地元へ入るのかということ調べて欲しいと言ったのを聞かせて欲しい。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えします。奥能登4市町でそれぞれの市町からそれぞれの管内の高校への志願割合という形でよろしいでしょうか。まず、輪島市につきましては卒業生が215名います。入試前ということでおおよそのパーセンテージで申し上げますと約70パーセントの方が輪島市内の高校へ出願されております。内数として、門前中学校から門前高校へというのも調べました。これにつきましては41名の卒業生に対して約80パーセント門前高校へという数字でございました。それから穴水町につきましては、64名の卒業生に対し穴水高校へ約75パーセントでございました。珠洲市につきましては117名の卒業生に対し飯田高校になりますが、約80パーセントでございました。一方、能登町ですが卒業予定者が133名います。能登高校への出願割合はおおよそ30パーセントでございました。以上でございます。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

私も高校が2校から1校になって能登高校が生まれたときのご縁で私もその学校の後援会の責任者になって、何とか能登町から高校をなくさない、立派な高校にしたいというお互いの思いで後援会組織が出来たかと思いますが、それに対して町も1100万円からの支出をしてやっているわけですが、今、お聞きのとおり残念ながら非常に低い入学率なのです。先般、縁があって県の教育委員会と話したのですが、県の教育委員会ではせめて60、70パーセント地元から入ってもらわないと地元で高校を置く意味がなくなってしまうという厳しい意見も言っておられるわけで、なかなかそういう腹が減ったからご飯食べたらふくれるようなそういう妙案はないかもしれませんが、これは我々も含めてもう少し危機感をもってこの問題に対処しないと私はいけません。なぜならば、能登町にも色々な問題があれば課題もあります。けれども、今、先ほど休憩のときも話したのですがもし能登町から高校がなくなった、病院がなくなったと。もしそういうことが生まれるともう能登町がなくなったと同じようなこととなります。ですからこれは私たちもふんどしを締めて頑張ると同時に町民に対してももう少し愛町の心をもってもらいたい。そういう私は物事をやっていかねばならないのではないかという思いでいっぱいですが、町長どうですか。あなたのお考えを聞かせてください。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

大谷内議員が言われるとおりだと思います。私も今回の出願率の低さは残念な結果だと思っています。しかしながら県立とはいえ地元にある唯一の高校ということで町としては本来お金だけではないのですが、そういった精神的な面も含めて能登高校へ通う子供たちを支援していかなければならないと考えています。そんな中で志願者の中には県外から能登高校に来たいという子で受験される方もいらっしゃるという話も聞いていますので、そういった子をどんどん増やしていくことも大事なかなと。そのためにも能登高校が魅力ある、部活にしろ、学問にしろ高校になっていかねばならないと思っていますので、そういう意味も含めて町としても出来る限りの支援は今後も精一杯やっていき

たいと考えております。

18番（大谷内義一）

町長。私一つだけ提案しておきますけれども、これは県立の学校ですから県にもそれなりの責任があると思うんです。もちろん我々の認識不足もありますけど。というのは昨年能登高校の普通科を一つ失くしてしまっただけです。なぜ失くしたか。入学生が少ないからと簡単に言うんですけど、そうであるならば、例えば飯田にある、あるいは輪島にある総合学科があります。あれを失くしてそうして能登高校の普通科を一つにして後を地域創造課を充実していくというそういう大局的な観点にたった行政をやらないともう潰れてしまうところは簡単に潰れてしまうんです。ですから町長、強く県の教育行政に対して提言し発言をして求めていくべきだというように思っておりますので一つ留意してください。

次の質問ですが、今回の補正予算で宇出津駅の整備について大きな予算がのっています。先般、1月に執行部からその件について提案がありました。その時、議員から私も含めてですが色々な意見もあれば提言もあったと思います。その後、議会からの提言であるとか意見というものをどれほど吸収して現在の段階に至っているか説明してください。

議長（宮田勝三）

建設課長 小畑純夫君。

建設課長（小畑純夫）

それではご質問にお答えします。この宇出津駅の都市計画整備事業に関しましては、22年度からの5カ年事業で実施しているところでございます。平成20年12月におきまして、宇出津駅跡地検討委員会が利用計画を町に答申されたわけですが、その中において公民館と図書館の移設の意見もあったわけですが、現在の22年度からそういう事業で進んでいるわけですが、平成24年度当初におきましても、そういった話題もありました。議会に対しては昨年7月に全員協議会を開きまして宇出津公民館を移転するという話を説明いたしましたところでございます。その後、8月において産業建設常任委員会、そしてまた9月には設計業務をお願いし補正予算承認いただいてプロポーザルで実施したわけですが、そして12月におきまして産業建設常任委員会を開きまして今までの経過を報告したところでございます。そして先般、1月の議員全員協議会におきましてそういった完成イメージ図であるとか平面図に基づきまして経過説明を行ったところでございます。町としましても庁内

検討委員会というものを設置しまして、関係課長による検討委員会を開きまして事業をすすめてきたところをごさいます。3月には実施設計を完了して5月発注に向けて進んでいるところをごさいます。そして変更につきましては、26年度まで事業があるわけですが交流センターの建物に関しては国の補正に伴いまして財源が交付金という形で交付されることによって事業実施に有効的ということで今回の補正をしているところですが、今のところそういったことで計画期間内26年度までの計画期間ですので実施に向けて進んでいるところをごさいます。以上です。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

課長の説明はあなた方の順序の説明をしたのであって、議会では色々な意見がでたでしょう。それをどれだけ組み入れたかということを知っているんです。今の説明では全然入ってないということですね。議会の意見というものは。そうするとあなた方はなぜ我々に説明したのかということですよ。やはり議会も町民の付託を受けて我々も議員としていっているわけです。あなた方の執行に対してこの点がいいのか悪いのか。あるいはこうではないかという提言をする責任がある。そういう意味において、先般、あなた方にこうすればどうかということをおっしゃったと思う。今、あそこに公民館・図書館を建てるということは私はいいいことだと思っているんですよ。今の施設は私も何回も使うんですが駐車場もないし、かなり不便ですから新しいところに作る。特に公民館であるとか図書館というのは住民の生活のエリアに近いところがいいんです。ですから、あそこに建てるといふことには何にも反対しない。ただ、どんなものを建てるといふことの問題です。どういう考え方に立って建てるといふことなんですよ。ですから私は先般の全協でも申し上げたように商工会が入っているスペースを、いずれ近いうちになくさないといけないような建物なんです。ですから、今この際、あそこをフラットにしてそうして言われているような商工会の施設もあれば売店の施設もあれば図書館・公民館、その他のものがすっきりした形で出来るようなそういう絵を描いてやって欲しいという思いです。今、6億の予算が7億になってもいいと思うんです。将来の町のためには。それぐらいの発想で私は仕事をして欲しいと申し上げている。仕事をするに反対しているわけではない。そのことをもう少し理解をしていただきたい。ということをお少しは勘案されたんですかということを知っている。町長にあなたそれでいいですか。あなたは死ぬまで町長しているわけではないです。町長を辞めた時にでも、

あの時、持木町長はいいところにいいものを創ったと言われるようなものを創って欲しいということをお申し上げたんですよ。町長の考えや皆さんの考えと私の考えは違うかもしれないけれども私はそういうすっきりとしたものにして欲しいという意味を持ってお話しているんです。それから町長もう一つだけ。あそこは能登町にとって一等地の空間地です。あの一等地の空間の中になぜバスのターミナルにしておくのか。あの周辺にバスの5台や6台おくところたくさんありますよ。そこになぜバスを駐車しておかなければならない。もう少し利用する考え方があると思う。ですからそういうことも含めて対応して欲しいということをお申し上げている。町長どうですか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

宇出津駅跡地利用計画に関しては、平成20年12月に検討委員会から答申をいただきました。そして当時の答申では、イベント広場とか駐車場とか、あるいは観光交流センターという程度にとどまっていた。といいますのは、平成20年ごろは財政も厳しいところで公民館とか図書館とかという話も議論の中にあっただんですが、財政状況を考えると無理ということでそれは外させていただきました。しかしながらある程度計画が煮詰まった今年の6月ごろになりますと少し財政的にも余裕が出来て観光交流センターだけではやはりもったいないというような思いで、私の方から公民館の移転、図書館の移転ということも盛り込んだ計画に見直してほしくないかということで担当課にお願いしました。そういった意味では議員の皆さんにお話が遅れたのは事実でありますし、今回、私としてはセンターというのには能登町にとって必要な施設だと思い計画もさせていただいておりますし、また、議員との1月17日の全員協議会で色んなご意見いただいた中でやはり議員の意見も取りいれて若干ですが基本設計の変更もさせていただいております。そういった意味では全く議員の意見を取りいれてないということはないと思いますし、今の商工会館についても実際30年ぐらい経っていますので非常に古くなっております。雨漏りもしている状態でもあります。いずれは取り壊さなければならないと思いますが、補助金の適化法の絡みもありますし、あるいは商工会との協議、商工会員との協議ということも必要だと思います。そうなってくると非常に時間的にもかかるのかなというふうに思います。また、商工会がそれだけの資金繰りが可能かという点でもありますし、商工会館を併設となると非常に難しい面も多々あるのかなと思います。ですからあのセンターの中にそういった商工会の事務所をいれるような手

立てを後々出来るようなスペースも考えながら今回少し計画の変更設計をさせていただいたということでご理解いただきたいと思ひますし、私自身はあの建物は素晴らしい建物になると思ひますし自慢の建物になると信じてこれからも進めていきたいと思ひておひります。

議長（宮田勝三）

18番 大谷内義一君。

18番（大谷内義一）

町長。今、責任をもってやるんですから悪いものを建てるとは言えないと思ひますよ。それなら町長の考え方が良かったか。大谷内の考え方が良かったのかを後世の人に判断してもらひますか。そういうことで今日はこの辺で質疑を終わります。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

それでは、今、大谷内議員が言われたことと関連しますので続けて質疑をしたいと思ひます。私は所管ですので建設関係には聞くつもりはありません。いわゆる観光並びに地域交流センターと。こういう名称でござひますね。名称はふるさと振興課の名称になっておひります。そして中身といへば完全に公民館。それから図書館となれば教育民生の所管の仕事であると思ひますが、これはなぜ建設課というところに所管がいったのか。その件についてお尋ねしたい。これを一つ。もし所管が教育民生ということであればこういう立派な大きな事業をするということに対してやはり事前に先進地の視察とか色んな角度からの検討、研修こういうものが行われて当然だと思ひます。ところがつぎはぎみたいにして順番に観光交流施設、それからそのうちにいつのまにか公民館がついてきたとか。つぎはぎにやってきたもので。そして所管が建設課であると。ものを建てる課であるということで、中身についてはおろそかになってきておひる感じるわけです。午前中に市濱議員からも町長のどういふ公民館、あるいは図書館のイメージを持ておひるのかという質問がござひましたが、確かに幼児からお年寄りまで皆さんが町民の皆さんがそこでくつろいでおひらいて入りやすい過ごしやすい空間にしたいという町長のご意見でしたが、それはそれでそのとおりだと。そうあつて欲しいと思ひますが。そのイメージからいくとどうも狭いような感じがします。お子さんが騒いでおひるようなところとそれから

お年寄りが居眠りしながら書を読んでいる姿、若者が勉強しているイメージ、町民全部が集まってくるところにしてはあんまりゆったりした雰囲気になっていないのではないかという心配をするわけでございます。そういう点がどう思っているのか。それからもう1点。能登町はご存じのとおり輪島、お隣の穴水、珠洲と比較してこの3市町とも立派な文化施設をもっていると。ところがこの能登町にはそれがない。これが最大の問題点ではなかろうか。町民の皆さんも多くはそう感じていらっしゃると。そして文化協会からも文化施設等の整備をお願いしたいという陳情請願等があがってきていますね。やはりそういう声が非常に町民の皆さんに多いということもふまえて、これが単なる図書館のちょっと大きくしたような程度のものに、あるいは公民館を少し充実させた程度のものなのかどうか。それではちょっとホールの規模からしても300人程度ということになれば役場の4階とあまり変わらないとか。それからお隣にある商工会にもホールがあります。100人規模のホールがありますけどそれも2階にあるとか。2階で100人程度ということになれば消防署にもあるとか。そういうことを考え合わせてあまりすっきりしていないなど。大谷内さんの言うすっきりとは違うかもしれませんがすっきりしていない。町長は今後これのほかにもう一つ町に立派なものを作ろうという思いがあるのかどうか。先般、私もお聞きしましたがけれども全協においてお聞きしましたがけれども、まだ生涯学習あるいは文化教育的な基金が1億数千万円ある。それはどうするんですかと言ったらまだおいておきますと。こういうご発言でしたけれども、ということはどこかに大規模なものを作ろうというお考えがあるのかどうかということ。こういう点も合わせて質問します。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、2点目のご質問の文化ホール的な建物について、鶴野議員もご存じのとおり私の能都町時代からの夢でもありました。能都町時代から文化ホールを作りたいということは皆さん方にも申し上げてきました。ただ今現時点で、そういったものが建てられるか、あるいは必要かと考えた場合には、非常に町民の方の反応も微妙な感じがしております。ただ、文化協会の申し出は申し出なんです、文化協会の皆さんも前は建設して欲しいという要望でしたが、そういった発表の場あるいは展示の場を常設的なものを設けて欲しいというような要望に変わってきたと思います。ですから新たな文化ホールの建設というのは、今現時点では非常に難しく考えるべき事情ではないのかなと思っています。そ

して今回の事業に関しましてもまちづくり交付金事業で計画したものです。先ほど言いましたように平成20年12月に検討委員会の答申をうけて、そして22年から26年の5カ年で宇出津駅周辺を整備するという計画の基で行っておりますので、当然建設課が担当ということであります。それともう一つ昨年の6月に私から指示したようにどうせなら観光交流センターだけではなく、図書館公民館を併設したものにして欲しいというお願いをして今回の計画になったわけなので、元々はまちづくり交付金事業でやった事業でありますのでそこに教育委員会の公民館・図書館が加わってきたということで、決して縦割り行政ではありませんので両方の課が十分な協議をしながら今回の基本設計に至ったと思います。そしてまた、せまいとか広いとかいうのは、それは広ければ広いほうがいいのかもかもしれません。しかしながら財政状況あるいは利用状況を将来的なことを考えると今の規模で十分町民のみなさんに満足する広さかなと私は考えておりますし、あとは内容の充実ということで、図書館の本の充実とかあるいは色んな休息の場の充実というのも考えていかなければならないし、あるいは商工会との並立といいますか中へ入れるということも考えていかなければならないかもしれませんが、広さ的には今の部分で十分だと思いますし、私自身は素晴らしい施設、そして素晴らしい建物になると信じています。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

はい。町長のお考えはそういうことでございます。ただ、私はせつかくのものですからもう少し何かそこで町民全体とはいいませんけど、宇出津近辺の人たちが文化祭ぐらいはそこで展示も出来たり、そういう施設が欲しいなということは良く言ってらっしゃる。今の規模にもう少し足すことだけは出来ないかということだけは強く申し上げておきたいと思えます。

もう1点は、文化施設とかこういう文化的なものというのはお金がかかって、収入がない。いわゆるお荷物的な施設ということで、一時、箱もの行政ということで嫌われてきたところがあるわけで、維持管理費というもの出来るだけこれは気をつけていかなければならないというふうに思う。そうしないと後々ずっとそれが、建てるのは一時的なもので済むのですが、維持管理が非常に難しいということがありますので、例えば今、原発が止まりますとあとは石油とかそれから石炭とか色んなもの、ソーラー結構なんですけど、金がかかるわけで、全部電気料に上乗せされてくるという問題もあって、この電気料の重みというのは一般家庭もそうですが公の施設もやはりそういうことが重荷になってくる

などというふうに容易に想像できる。従いまして、最近いうように屋根の上にソーラーをつけてその部分を節減・節約すると。去年のようなあるいはおとしのような暑い夏になりますと一般町民も大変です。居場所がなくなって、スーパーに行って座っていればいいという人もいますけど、確かにいってらっしゃいます。お買い物のかと聞けば涼んでいるんですという方たくさんいますけれども、そんな時にはやはりスーパーもいいんですが、公の施設でくつろいでいただけるような安心してクーラーを使えるようにする。ソーラーでそれを賄えると。こんなことも考えていく必要があると思うんですがいかがですか町長。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

鶴野議員おっしゃるように太陽光の利用というのは非常に大事だと思います。その建物の屋根の向きとかも関係してきますので、あのセンター全ての電源を賄えるかというのを計算してみないと分からないと思いますから、一部でも太陽光を利用できる瓦の面が屋根の面があるようでしたら積極的に太陽光は利用していきたいと考えております。

15番（鶴野幸一郎）

はい。お願いします。以上です。

議長（宮田勝三）

他に質疑はございませんか。9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

私も手を挙げるタイミングが逸れて思っていたことが市濱議員や大谷内議員や鶴野議員が質問しました。私も補正にあがっているまちづくり交付金のことですとちょっと若干重複しますがお尋ねします。

まず、この建物の中に図書館というそういうご説明ありました。すると質疑の中に町長は図書の実というのを言われました。そうなるほどの程度の充実かと不安もありますし、かといって先ほどの説明の中には、子供からお年寄りまでの利用できる図書館という説明もありました。ところでこの図書館においては大抵内容を充実すると私の記憶しているところでは図書司書ですか。蔵書をきちんと管理する専門の職員がいると思います。果たしてそういう専門の知識をもった図書司書まで配置するような図書館なのか。単なるそこまでのか

ないような蔵書の図書館を考えているのか。まずそれをお答えいただきたいと思います。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えします。今現在は臨時職員でまかなっていますが、今現在の状況よりも図書数が増えますので、児童コーナーなども出来ますし図書館司書は設置する予定であるということでございます。

議長（宮田勝三）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今、事務局長のご答弁では私の聞き違いか分かりませんが、図書司書を配置するという事によろしいんですか。町長そういう事によろしいんですか。ということになるとその専門の職員を配置するとなるとまたある程度の人件費がかかります。それは今おいときます。さっき質問を合わせてすれば良かったのですが、能登町には専門の図書司書はいないんですね。現在。色々ありますが。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えします。柳田の教養文化館、中央図書館ございますが、今現在、図書館司書は配置できていません。

議長（宮田勝三）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

配置していないということは、いないということですね。そうすると町長も開会後の祝詞の部分で能登町はこれから成熟期に入っていくと言われました。すると全ての面でこの観光交流センターにつけ、その中身につけ、他の事業につけ、やはり成熟期に入っていくときは、町長、大変失礼な言い方になるかも

しれませんが町長ご自身も成熟した考えでこれから行政を行っていかなければならないわけです。先ほど大谷内議員の質疑にもありました平成20年からこの交流センターにおいては説明があつて、国の補助、過疎債ですか、色々使って、町の今回は8600万円ほどで6分の1か7分の1の町の一般会計の持ち出しでこの事業をなされるような説明がありました。私は聞いていますと確かに4・5年前からの計画は分かりますよ。けどこの過程の中において先ほど大谷内議員の質問の中にもありました。プロポーザルを行ったかもしれません。やはり議会対策をもう少し丁寧にしていけばこういう問題は起きなかったと思います。現在、議会内でも賛否両論です。町長のこの施設に対する意欲は分かりますよ。けど26年までというこの補正の自民党と公明党の政権が出来て15カ月予算で26年まで。あんまりこの年数にこだわるのは分かりますが、私が先ほど申しましたとおりこれから能登町が、町長ご自身が成熟期に入っていく行政をやるならばこのご自身が決めた年度は大事ですけど、やはり将来永遠と先ほど大谷内議員が申しました、町長ご自身が退職されて良い仕事をしてくれたなというそういうことを、もし今の仕事がいい悪いを言っているのではない。そういうことも含めて事業を進めることが必要かなと私は言っている。現に議会内においても正直言って賛否両論です。やはり全議員が起立して賛成全員ということで成立するのが執行部の願望かなと思います。やっと成立したのでは遺恨が残ります。先ほど町長が言ったように図書の充実にいたっても、町民の反応は鶴野議員が言った交流センターを建てるときに適切ではないかと言われました。この交流センターの話が大分伝わって地域の住民の中には賛否両論あるし、微妙な意見も聞かれているのが事実です。執行部の耳にも届いているはずですよ。色々なことを、うまく言えないですけど、鑑みるとやはりこれは勇気のいることですけど、執行部の皆さんがこの交流センターにおいてはご一考されて、議会の賛同得るような、全員の賛同を得るような事業にした方がいいと思う。どうですか町長。英断をする覚悟はありますか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私はこの計画は良い計画だと思っていますので、そういうことを考えるのは今はないです。ただ、宇出津地区の住民の皆さん、能登町の住民の皆さんにはよるこんでいただける施設になると思っています。

議長（宮田勝三）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今の町長の答弁はいい施設になると信じていると。それはそうですね。だれでも悪い施設を議会に提出するわけがない。だけど、先ほど私が申したとおり、周りがそういう状況にあるときは真摯に一回考えるそういう時間を作ってはいかがかなと思って質問したわけです。これはどういう結果になるか分かりませんが端的に見てあそこは宇出津の一等地ですし、あそこの真ん中に建物を建てて果たして将来的に能登町のまちづくりに支障のない建物かということを考えて私はちょっと首をかしげたくなる。だから大谷内議員の質問の中にも一回あそこを、頭の中を更地にして平面にしてその中でもう一回この設計、完成イメージ図を描いてみてはいかがかと思います。若干、今のイメージを作るまでに1000万円か2000万円か投資しているのは理解しているが。これは1000万円や2000万円の建物ではないんです。いくら補助金、過疎債を使っても6億7億のかかる事業ですから。町民が先ほど納得のできるそういう観光交流センターにしていきたいなと思います。再度ご一考くだされば町民のためになると思います。メンツはあると思いますが、遺恨を残さないためにも町の将来のためにもこれは町長、大谷内議員と同じです。建物を建てることに反対ではない。良い建物だったな、良いものを建ててくれたなという声が後々聞けるような事業にして欲しいなと思って質疑しました。以上であります。

議長（宮田勝三）

答弁いりませんか。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の計画も先ほど言いましたように、まちづくり交付金事業の中での補助金対象の事業であるということでもありますし、計画自体も22年から26年度の5カ年の計画の中での事業であります。そういった意味では時間的なゆっくりする時間はない気がありますが、議員の皆さんの出来る限り1月にお聞きしていますので、その辺も含めて実施設計に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

他に質疑ございませんか。8番 南正晴君。

8番（南正晴）

予算について質問したいのですが、まず105ページ。農業総務費の中で鳥獣被害防止対策、被害防除事業に20万円もってありますが、これは昨年から被害が増えてきた主にイノシシに対するその電気線張ったり、防除用のネットを張ったりするためのその補助の予算かなとは思いますが、私の理解では確か担い手農家とか認定農家に対しては最高5万円まで防除対策には補助してくれるというふうに思っているのですが、これだと4件分にしかならない。近年受けてきた研修では個人で対応するより集落ぐるみで地域を囲った方が良くらいの話で、もしモデル的にどっかの集落がやろうとしたときはとてもこの金額では足りないのではないかと思う。そういう事態が発生した場合どうされるのが1点目。

2点目は、108ページの中山間地域支払い交付金事業の全協の説明の中では交付金の9800万円ちょっともってありますが、これは97協定980ヘクタール分だと聞いたのですが、水田における面積、それからその水田の中にも中山間地域の傾斜の中で20分の1以上の傾斜だと昨年あたりからJAあたりが取り組んでいるこの能登棚田米の作付地があると思うんですが、その面積がどれぐらいかお聞きしたい。

つづいて109ページの能登牛の里施設整備事業で1000万円という補助金もってありますが、これは今年度だけのものなのか。出来れば事業費における割合がどれぐらいになるのか教えていただきたい。

121ページの観光費の中で「のっとりん」着ぐるみ作成業務57万8000円というののもってありますが、私の感覚では「のっとりん」というのは今「ゆるきゃら」でこれから売り出すということで大変良いことだと思うのですが、この着ぐるみは何着つくるのかをお聞かせ願います。

議長（宮田勝三）

農林水産課長 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

お答えします。1番目の鳥獣対策関係の、主にイノシシのことですが、昨年度実績見込みで、個人で5件7万6000円ございました。今年は法人2名・個人5名と計上していますが、南議員おっしゃるようなそういう取り組みが増えて、申請が多ければ状況に応じまして補正で対応していきたいというふうに考えております。次は2番目としまして棚田米の関係で、これは直接払いが97協定で908ヘクタールと申しました。これは田畑草地を含めまして全部でこれだけですが、そのうちの田んぼが827ヘクタールございます。そのうち

の260ヘクタールが能登棚田米にあたる急傾斜の面積でございます。それと3番目の能登牛の里ですが1000万円というのは全事業費の24分の1です。単年度かという質問ですが単年度です。今年限りです。以上です。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

私の方への質問は121ページの観光費にあります「のっとりん」着ぐるみ作成業務57万8000円は何着を作る予定かという質問であったかと思いますが、着ぐるみ製作は1着でございます。

議長（宮田勝三）

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

ありがとうございました。振興課長には意地悪な質問になるかもしれませんが、1着で57万8000円かかるということですが、今、私が認識している中では熊本県の「くまもん」ですか全県的に売り出されて、あのキャラクターで208億円くらいの経済効果があると聞いておりますが、これからこの「のっとりん」一体でどれくらいの経済効果を期待しているのかお聞かせねがえればなと思います。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えいたします。私の方では経済効果はちょっと算出しておりませんが、熊本県の「くまもん」以上になりたいと思っております。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。（午後2時00分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時10分）

他に質疑はございませんか。17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

私は3点お聞きしたいと思います。所管ということもありますが、教育費の中で保健体育費として例年、昨年で第6回ですかJPTA能登国際女子オープンテニス2013になろうかと思いますが、予算をもられております。昨年の町長の「ようこそ能登」ということでされていますが、有能なスタッフが試行錯誤を重ねて昨年で6回目の開催を迎えられたということで、ここにも選手やギャラリーの皆さまに思っただけのような大会運営に努めるというような話をされています。今回の国際大会の町長の思いはこれと変わらない思いで今回も提示されたかと思われませんが、これまでの経緯の中で町民が本当にテニスを愛好できるような大会であったのか。あるいは子供たちがこのテニスにかける思いの生徒がどのくらいこの町に誕生したのか。それもお尋ねし今後の対策としての今年の思いを聞かせてもらいたい。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

国際女子オープンテニスに関しては年々観客も増えてきていますし、昨年、この2・3年続けて富山方面からも多くの方がこられています。そういった意味では着実に良い大会になってきているのではと思います。また、子供たちへの影響はやはり能登町の場合、ソフトテニスの方が強いのかなという気がしています。ただ、やはりプロのテニスを見ることによって、ソフトテニスを始める子もいると思いますし、神和住純さんのようにソフトテニスからテニスへの転向というのもあり得ますのでテニスということへの広がりにはこれからも寄与してくれるんじゃないかと思っています。ソフトテニス、テニスに関わらずテニスというものには良い試合ではないかと思っていますし、これからは色んな取り組みを佐藤理事長もやっただけではないかと思っていますので県外にもファンも増えてきていますし、色んなイベントを通じて町外から観戦に訪れてくれるお客さんも増えてきていますので年々良くなってきていると思います。選手たちの評判も非常に能登で試合が出来て良いという評判もたくさんいただいていますので選手たちにとっても能登町にとっても観客にとっても良い大会になってきている

と思っています。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

確かにそういう点も見えますが、私が懸念しているのは、要は地域の宇出津地区の民宿を含め旅館業者が激減している状況を踏まえたとやはり頼れるのは公社の施設。そちらに移行することが多くなってきているとも思いますので、宿ということが心配するところでもあります。町外からこられた場合において、民宿でまかなえるような宿泊状況であるかという点と民宿自体も減ってきている。そういう点も心配の種でたくさん来られるのは良いことでよろこばしいのですが、一長一短があるのではないかなという気がしてなりません。この辺の充実も図らなくてはいけないところかと思いますが、私が一番思っているのは「神和住純エンジョイテニス」が本当は一番楽しくみられる、参加できる、金額的にもそれほど経費の掛かっていないところでもありますし、従来からずっと続いている神和住純選手もテレビにも出ておられます。コメディアンとか漫才師である「とんねるず」なんかのテレビにはほとんど大会には参加し、また、プロテニスも一緒になって大会を盛り上げているようなテレビ風景もみられますので、その辺を考えると国際女子テニスが真剣に開催できる状況かと懸念しているところでもあります。今年こそ町内外からたくさんの方、昨年観ていると、町のファンというのがごく稀な方しか見えなかったというような残念な感じを受けましたので、町民に親しまれるようなそういう大会に参加・応援していただくような環境づくりも大事かと思っておりますのでその辺も主催者として良く考えていただきたいと思っております。

次に能登町の公共下水道につきまして議案第6号ですか、今日まで内浦地区、宇出津地区をはじめ全ての地域の中で完成されている公共下水道です。現在、恋路・松波・小木地区処理施設が完備されていますが、宇出津地区を含めましてどれぐらいの加入率か。どのような体制で広報しながら加入を増やしているのか。それによって町の持ち出し金額も当然良くなっていくということもあるのでその辺も上下水道課長にお尋ねし、漁業集落排水、農業集落排水にも合わせてお尋ねしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（宮田勝三）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

新平議員のご質問にお答えします。平成25年度の下水道の水洗化状況ですが、25年2月末現在ですが下水道の方で小木処理区では55.25パーセント、宇出津処理区で60.13パーセント、松波処理区で47.05パーセント、恋路処理区で40.22パーセント、下水道事業全体で56.63パーセントでございます。次に農業集落排水でございます。瑞穂・小垣の旧能都地区ですが55.72パーセント、柳田処理区が92.97パーセント、内浦地区ですが81.32パーセント、農業集落排水全体では85.58パーセントです。次に漁業集落排水事業ですが、小浦・羽根処理区で50.55パーセント、赤崎処理区で58.92パーセント、漁業集落排水事業全体で55.1パーセント。それを全て含めまして全体で65.27パーセントです。普及の方法ですが、現在、広報・有線放送等を通じまして水洗化のPRとお願いをしております。また、業者にもお願いをして積極的に営業して水洗化率を上げて欲しいということで要請しておりますのでご理解をお願いいたします。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

かなり加入率も高まっているかと思いますが55パーセント台のところは60パーセントを超えられるような加入の進め方をさせていただきたいと思っておりますし、このうち汚泥が出て汚泥処理にも処理費用も出ておりますが、十分な管理体制を作っていただくようお願いをしたいと思っております。加入そのものにも大変各家庭においては高価というくらいに設備投資が多くなりますのでその辺の手立ても十分に考えていただき普及率を高めていくようなご配慮をお願いしたいという思いがありますのでそのような考えをお願いします。その辺についてどのような措置方法があるのか、下水道の方で考えておられるのかちょっとお尋ねします。要はどれだけ家庭に浴槽を含め台所、トイレ等を含め費用的には大きいところでは200万近くのコストがかかっているところもありますのでその下水道処理に対するその町としての手立てがどの程度のものかそれも広報して欲しいのですが。

議長（宮田勝三）

上下水道課長 浅井弘之君。

上下水道課長（浅井弘之）

水洗化にかかる改造資金等の助成は何かあるのかというご質問でございますが町といたしましては融資あつせんをしています。融資あつせん額につきましては一対象事業者に対して100万円以内で1万円を単位としております。それについては利子の補給を行っています。また、改造の助成につきましては50万円以上の工事につきましては、生活保護世帯につきましては50万円以内で10万円、非課税世帯につきましては50万円以上で10万円、一般家庭でいきますと50万円以上で3万円、50万未満の工事費につきましては6パーセントの補助金を用意しております。以上です。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

はい。分かりました。ぜひ、大きな手立てではないかもしれませんが、出来るだけ加入率を高めていただきたいと思います。

もう1点ですが、議案第40号ですが「能登町道路構造基準等を定める条例の制定について」議案として出されています。読みますと大変長々とされておりまして。特にトンネル事故もあつたせいもあり、私らの地域の中で町道、大変狭い道路がかなり多いかと思ひます。その基準等が書かれていますが読みますと大変見にくいので要約してどうなのか。土木課長としてお答え願ひたいと思ひます。

議長（宮田勝三）

建設課長 小畑純夫君。

建設課長（小畑純夫）

それではご質問にお答えします。この議案第40号の「能登町道路構造基準等を定める条例の制定について」ですが、この条例につきましては第2次地域主権一括法に基づきまして、道路法が改正されることに伴ひまして町の条例に規定されることになったわけですから。上位法の改正によって町に条例化されるものでございまして、条例の基本的な主旨としては、町が管理する町道について道路の新設、または改良の場合において一般的な技術的基準を定めるものとして今回新たに条例を定めているものです。中身については国の道路構造令を参照しまして車線の数とか路肩とかそういった項目がありますが、全て道路構造令に準じた形でそのまま町に条例化したものでございまして。国の政令にあつたものがそのまま町に移管されたものということで特に町として独自のそういっ

た基準を設けているわけではありません。そういった形で新たに新規に義務化されたということで制定したものでありますのでよろしくお願いします。以上です。

議長（宮田勝三）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

国が指定してきた条例であるかと思えますけど、これに合わない町道もあろうかと思えます。特に私らの地域においては県道そのものが交差できない道路が何箇所かあります。国・県・町と狭い道路があることによって事故等多発することもあるし、また、その辺も通行量の多い地域の町道に対しては交差出来るような道路環境を作っていただければなという思いをしていますので、その辺を踏まえてこの基準に適した道路計画をたてていただければと思えますので県の方へも要望等お願いしたい旨伝えておきますので、町の土木の方でも考えをしていただければと思えます。まず行動を起こしていただけるようお願いいたします。以上で終わります。

議長（宮田勝三）

他に質疑ありませんか。6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

それでは新年度予算全体についての感想を述べたいと思います。一般会計予算総額については140億8800万円となり前年度比0.2パーセント減となっているわけですが、減額になった主な要因は24年度に行った能都中学校の改築工事が終わったのが要因だと思っています。歳入面においては町債を前年度比0.69パーセントに終え、交付税算入に有利な過疎債、合併特例債、辺地債を充てているものと評価しています。歳出においても公債費において長期債を約4億5千万円繰上げ償還するとなっていますが、これは平成27年度より合併特例による地方交付税が毎年約2億円ずつ減額になるということに備えたものと思います。ただ、私が12月議会に一般質問したときに新年度の主要事業はどのようになるのかとお聞きしたときに、町長は主要事業の一つに旧宇出津駅前再整備事業を実施したいと答弁されております。ところがこの大型事業が新年度事業に入っていない今年度の補正予算に計上されているのでびっくりしたわけです。この原因については国の経済対策、13兆円ですね。この補正予算の関係であるためですが、この大型事業については先ほどから何人か

の議員が質問しておられるとおり全体に理解というか、その辺が認識不足ということもあると思います。そういうことで議会運営委員長が常任委員会の合同審査会を行うということと言われておりましたので、この点についてもこの合同審査会に町長自らも出席して議会の理解を深めていただきたいと。私は総務委員会ですので参加できませんが、もし開催されれば私らは傍聴したいと思っています。

それでは次にふるさと振興課長にお聞きしたいと思います。予算書122ページ観光費で新幹線開業PRファンド2000万円を計上されています。これは2年後の新幹線金沢開業ということでもってあるわけですが、120億円が全体ということでその負担割合、全協で聞いたのですが、もう1回説明をしていただきたい。例えばどこが何パーセントとか。それからもう一つ123ページの観光施設管理事業で真脇温泉の小規模浴場。これが新聞紙上では浴槽が男女4、5人しか入れないと書いてあるのですが、この辺はどのようになっているのか。洗い場が、蛇口が5つしかないとかそういうことなのか。そういう点もお聞きしたいと思います。

それから教育委員会にお聞きしたいのですが、予算書145ページの中学校費の学校管理費で15節の工事請負費のバス車庫、スクールバス購入、それから19節には制服購入と鶴川中学と能都中の統合ということで予算計上されているようですが、この辺の経緯。大体、地元の同意といいますか同意を得られたのかその辺の経緯の説明をしていただきたい。以上です。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えします。まず、122ページの新幹線開業PRファンドの2000万円についてですが、どこの市町がいくらというのはまだ発表ができません。全県内全市町で20億円、それから県で60億円、それから企業等で40億円合わせて120億円規模のファンドを創設するというところでございます。その運用益を使って来年から5年間をPR活動にまわすということでして、その後は能登町にもう1回この金額が返還されてくるということでございます。

それから次のご質問の真脇ポーレポーレにあります簡易浴場のことですが、浴槽につきましては設計業者と来客の客数を持って算出する計算式でもって計算しております。先ほど議員おっしゃったとおり浴槽については4人から5人の浴槽でございます。ただし、洗い場のカランにつきましては男女それぞれ7つを今のところ予定しております。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

鵜川中と能都中の統合に向けた25年度予算計上がありますが、これまでの経過を簡単に報告させていただきます。まず、22年度に小中学校の適正配置の基本方針が策定されました。その時点では小学校は6校、中学校5校ございました。計画に基づいて24年度からは真脇小が宇出津小学校に統合されています。鵜川中につきましては26年度の統合を目指すということに計画ではなっていました。23年度から地域に説明に入っています。適正配置の計画につきましては平成22年11月に教育民生常任委員会に、22年12月に全員協議会の方に諮っております。翌23年2月には広報を通じて町民に周知したところです。鵜川中学校については平成23年11月27日に第1回目の説明会を保護者及び地域住民を対象として実施しました。その時には37名が集まっています。あけまして24年3月1日には保護者を対象に2回目の説明会を開催しました。今年度に入りまして7月19日に3回目の全体の説明会を行いました。8月28日29日、9月1日と3回に分けて鵜川中の校区であります瑞穂地区、三波地区、鵜川地区と別けてそれぞれ保護者の方と膝を交えるような形での会合を、要望をお聞きする会を設定しました。昨年12月には第4回の全体の説明会を開催し、本年2月12日には第5回目ということで延べ8回の説明会を開催してきました。その中のご意見はほぼどの会も同じようなご意見でした。一つとしては鵜川中を卒業された地域の立場になって鵜川中を何とか残せないのかというご意見が一つありますし、保護者の立場からすればもう一つ踏み込んだ形ですが例えば通学時間1時間以内となっているが本当に間違いないのかということであるとか、スクールバスが出るのかということであったり、定期券は助成されるのか、制服は統合に際し1年2年の在校生が能都中に学年が上がる時には制服が変わることになるので、その2学年については制服の補助も7割でございますが要望を聞かなかで要求したものです。どの時点で地域の理解が得られたのかというご質問ですが、参加頂いている人数は少ないです。参加されている方の大半は反対意見をお持ちの方が多いです。それで会議中もそうですが終わった中で話を聞く内容として大方の方は消極的賛成といたしますか、統合止む無しなんだろうから言っても仕方がないかなということも多くの方は来てないという話をお聞きしました。12月の時点、2月の時点ですが2月の時点では同じ意見をいただく中ですが、最後の締めくくりとして26年度からの統合に向けて子供たちの教育環境、より多い人数で学ばせ、切

磋琢磨して部活動であったり学ばせて26年度統合に向けてお願いしたいということで最後教育長の方の締めくくりになっていますし、参加している副町長以下我々も出ていました。教育委員も出ていました。皆さんの意見とすればここは子供たちのために26年度統合に向けて25年度予算要求をするという方針に至った次第であります。

議長（宮田勝三）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

統合というのは地域にとって、大変重要な問題であります。今後も丁寧に地元説明を行いスムーズな統合を進めていただきたいと思っています。

それからふるさと振興課長にお聞きしたいが、真脇の簡易浴場で宿泊客だけなのか。一般の方も入られるのかお聞きしたいと思います。

議長（宮田勝三）

ふるさと振興課長 畝村義夫君。

ふるさと振興課長（畝村義夫）

お答えします。どちらとも大丈夫です。

6番（椿原安弘）

はい。終わります。

議長（宮田勝三）

他に質疑ありませんか。11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

60ページ。地域コミュニティー助成金事業250万円について浴衣と聞いたが、詳しく説明願いたい。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

ご説明します。当初予算書60ページの地域コミュニティー助成事業250

万円ですけれども、これにつきましては浴衣製作するための補助金であります
が、実は今年度、婦人会の方から能登町音頭を踊るにあたって統一した浴衣が
欲しいと要望がありまして、それで色々補助金等を探していたところ、宝くじ
助成金をいただいてそれを使って購入していただくということで1着2万円
の125名分250万円ということでございます。ちなみに能登町音頭は3年
目を迎えますのでさらに融和を図るためのこの事業を活性化させたいがために
助成したいという主旨です。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

婦人会の方々日夜イベントその等に御苦労さまです。能登町も一般会計その
他について財政も上向きです。これについてこういう問題は文化という形にな
ると思うので婦人会のみならず町民の方々もこれから財政も考慮しながら私も
能登町の浴衣が欲しいというようなことであればそういう方向性でいくように
頑張っていたきたいと。そうすれば町民の文化というものも広がっていく。
婦人会のみとなると色んな問題が生じてきます。考慮なさってくださいばいい
と思います。総務課長お答えください。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

今ほどの志幸議員おっしゃることは町民の方からもこういった浴衣に対して
の助成があればいいのかなという質問かと思えます。とりあえずは団体から助
成があつてそれで何とかしようということでこの補助事業を設けさせていただ
きました。またそういったご意見が色んな団体・町内会・あるいはグループそ
ういった単位で要望があれば、また、別途補助制度を検討していても良いの
かなと今の段階では考えています。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

課長のお答えのように今後考えていつていただきたいと思います。合併

した能登町の一つのものの文化ということだと私は思います。こういうものを3町村まとまったという有意義さを出して欲しいと思います。色んな方々おられますので。踊りの方々もおられますし、色んな団体の方もおられます。能登町全体で色んな広場で、盆踊り等で浴衣そろえた名勝になる可能性もあります。

それではもう1点。町民大運動会。それについていつごろされるのかどうかお聞きしたい。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

質問にお答えします。10月の第2の月曜日が体育の日なのでその前の日の日曜日に行く予定です。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

そうすると決まっているんですね。去年せっかく大勢準備をしながら出てきている中、雨の問題。ものすごく取りざたされて、参加される方動揺された。こういう気象は昔と違いひと月ふた月前に雨か曇りか確立があっている。第2とか第3とか固定しないで早めでも良い。今の時期から決めるのではなく、台風がくるかもしれないとかあると思うので気象にあわせて行うべきだと思っております。今年はまだ決まっているということですが今後お願いしたいと思えます。

もう1点。これは私所管ですが、皆さん色々意見があります。私の意見を述べさせてもらいます。産業建設常任委員会の中で色んな公民館など施設の建設について議員として周り、宇出津その周りの町民の方ずっと周って説明してきました。限界集落、限界町内というのが出てきています。ただ、今この問題はみなさん大変喜ばれています。ただ「いつ出来るの」と聞かれ「来年、再来年かな」と言うと「遅いな」と言われます。この公民館、図書館が出来れば「本読んだことないが図書館できれば本読みにいく」とかそういう方もおられます。そういうことで早急にやっていただきたいなと思えます。周りの方は喜んでおられます。委員会に出席しますので、町長頑張ってください。答えはいいりません。以上です。

議長（宮田勝三）

他に質疑ありませんか。5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

能登町音頭の浴衣の購入の際には帯もついているのでしょうか。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

それではご説明します。私は着物と帯はセットでこういう価格かなと認識していたのですが、今一度、確認させていただいて後ほど連絡させていただきま
すのでよろしく申し上げます。

議長（宮田勝三）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

もし付いてなかったら皆さんに喜んでいただけるように付けてください。よろしく
申し上げます。

議長（宮田勝三）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員会付託

議長（宮田勝三）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第52号までの52件に
ついては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委
員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第52号までの52件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願上程

議長（宮田勝三）

日程第59請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」を議題とします。

今期定例会において受理致しました請願1件は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりであります。

趣旨説明

議長（宮田勝三）

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」、17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ただいま議長から許可を得ましたので、「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」の趣旨説明を行います。

ただいま上程されました請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」の趣旨説明をいたします。

道の駅桜峠が開設されて以来、やがて17年になります。2003年に能登空港が開港されたことによって、本町の玄関口とも云える「道の駅桜峠」は観光客の入込み客数も年々増加の一途で、昨年は東大震災の影響もあってか若干の減少があったものの、年間2万8千人余りの入込み客数となっています。ま

た、近くの食事と観光物産施設「夢一輪館」においては、1994年から開業し20年間の創業で年間1万人近くの誘客数で、その8割以上が観光客に占めております。こうした現況の中で、主として観光接客の業種にありながら、水道設備が整備されていないことから、道の駅桜峠にあっては井戸水、夢一輪館においては湧水を利用しての経営状況で、夏の渇水期にはかなり苦慮しております。今回の請願に至った主旨として、飲料水の確保は衛生管理上、サービス産業に絶対不可欠なものであります。前述のように、入込み観光客数が年間4万人近くもある地域および施設に万一の時に備えた防火、消火設備が整備されていないことであります。本年にあたっては、能登有料道路の無料化が実施され、近隣の宮地地区においては「春蘭の里整備」を進め、全国からの入りこみ客数が増加していると聞きます。さらに、世界農業遺産の認定によって、更なる観光客の入込みを期待するものであります。

こうした背景にあって、道の駅桜峠を拠点とした更なる観光接客施設の増設を推進するためにも、飲料水確保のための水道設備、非常時に備えた防火設備の設置について強く請願されているものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞ採択賜りますよう宜しくお願い申し上げます趣旨説明を終わります。

委員会付託

議長（宮田勝三）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております請願1件は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会会期中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（宮田勝三）

日程第60「休会決議」を議題とします。
お諮りします。委員会審査等のため、3月5日から3月10日までの6日間を休会としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。
よって、3月5日から3月10日までの6日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（宮田勝三）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
次回は、3月11日午前10時から会議を開きます。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会（午後2時56分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (宮田勝三)

ただいまの出席議員数は、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、大勢の方の尊い生命が犠牲となりました。住民の生命、財産を守るため防災意識を持ち、また、この未曾有の大震災からの復興をお誓いするとともに、犠牲者のご冥福を祈り、黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

黙禱を終わります。

ご着席を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (宮田勝三)

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番 (志幸松栄)

改めまして、皆さん、おはようございます。

今、議長より一般質問の許可が出ましたので、私は本日は3点質問いたします。それから、きのうから二、三日前からずっとテレビで津波、東北の災害に

ついて報道しておりますけれども、やはりボランティア、NPO活動、政府の資金もなくなり、だんだんだんだんそういう援助金その等がなくなってきたということで希薄になってきたということで、NHKより皆さん全国的に放映しております。私もわずかながらでございますけれども最近まで微力ではございますけれどもNPOを通じて物資を送らせていただいております。やっぱり能登町の皆さんには本当のわずかではあるけれども、微力であってもやはりそういうものを活動するのがこれからの世の中かなと私は思っております。

それでは一般質問に移らせていただきます。

本日は3点お願いいたします。一番最後の点がちょっと長くなるかなと思いまして、1点、2点は、再質問もいたしますけれども極力町長のお答えを理解しながら、いいように理解しながらやっていきたいなと思っております。

1つ目、能登町の高齢化対策について。

私は各町道路線の融雪装置計画について町長の見解をお聞きしたいと思いますので、町長の答えをお聞きしたいと思います。

なぜ私がこの設置を要請するかというと、余りにも能登町どこへ回ってもお年寄りばかりで若い人の姿が見えない。お子さんの顔が見えない現状である。そういうことで、もう現状を直視しながら、このごろ二、三年、雪が多うございます。そうすると能登、宇出津のほうにも融雪装置がついております。そこへ回ってみますと、「融雪装置ついたら、ひどい楽やわ、スコップはもう持たんでもいいし」というようなことが多々聞かれます。また、その陰には、水がはねてどうのこうの、こうおっしゃいます。そういう人もおりますけれども、そうすると私はこう答えるのでございます。「何ぜいたく言うとなんて。融雪装置のないとこの人らどういう思いでスコップを持っておられるか。あんた方、楽になったがいね。公共事業に対してもある程度ありがたいという気持ちをひとつ考えてくださいよ」ということで、ないところに皆さんにおかれまして、私は町長に長期的にこの計画をやっていただきたいなということで、この質問をいたします。

町長の見解をお聞きしたいなと思っております。

1つ目、はいどうぞ。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員のご質問に答弁させていただきますが、まず初めに、能登町の道路除雪実施状況について少し御説明させていただきたいと思っております。

ます。

能登町では毎年、能登町道路除雪実施計画に基づきまして、冬期間における交通の確保を図り、産業経済の振興と、そして民生の安全を確保することを目的として道路除雪を実施しております。除雪の実施方法はといいますと、除雪機械による車道除雪の実施以外に、凍結防止剤の散布や歩道除雪の実施、そして消雪装置の操作による除雪を行っております。また、人家がつながっている道路幅が狭い箇所では排雪処理も行うこともあります。

消雪装置につきましては、現在、町では10カ所、延長で4.5キロ、消雪装置を維持管理するための点検費用や電気代等で約400万円の費用をかけて路面の雪を溶かしております。

消雪装置につきましては、主に散水による除雪となりますが、それを実施するためには多量の水の確保が必要となってきます。その水源につきましては地下水をくみ上げるか、あるいは河川の水を取水するか、どちらかの方法によると思います。現在、町の消雪装置は全て河川からの取水によって消雪を行っております。このことから近くにある河川の流量を調査し、計画する道路延長や面積を消雪できる水量があるか検討しなければなりません。また、近くに河川がない場合は地下水をくみ上げて散水しますが、そのためには消雪に利用できる多量の地下水がどこにあるか、現地踏査やデータ等を用いて調査をしなければなりません。しかしながら、地下水利用の問題というのもありまして、多量の地下水取水による周辺の地盤沈下のおそれや、あるいは現在使われている井戸水が地下水取水によりまして水枯れを生じる場合があるかと思っております。また、海岸付近の低地では地下水に海水が浸透している場合もありますので、消雪に利用できないこともありますので、慎重な調査をしなければならないと思っております。

ご質問の融雪装置計画についてであります。新年度において能登町の市街地やあるいは除雪困難な箇所を選定しまして、河川水利用と地下水利用の区域を区分して融雪装置設置の可能性や範囲、あるいは問題点等を挙げるための調査費を計上しまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私こういうことを聞きますが、狭い道路では排雪もしておりますということで、排雪処理もしております。これはいいことやなど。なぜこういう、私は2

年半ぐらいかかりましたけれども、小木のほうの地区へ回っておりますと物すごく細い道路。「この通りはみんな年寄りで、志幸や、おら、はやもう雪降ればうちの中閉じこもりやがいや。全然除雪もできんし何にもできん、こんな細い道路な」、そういうこともいろいろと聞いております。選挙に回ったときの、そのときのものが物すごくこびりついておるわけです。

それでもって私は結構金沢その等、結構歩きます。そういうところにおいて能登町が一番融雪おくれておるんじゃないかなと、私はそう感じておるわけでございます。ましてや調査費を町長がつけられたということは、これはまことにいいことであって、長期計画であって、単に言えば鶴川地区なんかでも川が流れておる、柳田地区でも川が流れておる。松波のほうもどうかといえ、余り松波のほうは行ったことがありませんから、地下水でも掘ってやれるようなこともできると思う。

それから宇出津地内は、能都町議員のときに私は小学校の問題で、小学校の裏の水量をある課で調査したと思うんですよ。そのときには宇出津の3分の1の飲料水確保できるという水源があるというようなことをお聞きしましたので、またそういうことも参考にして今後またやっていただきたいということで、極力調査を早急に、来年の冬には一歩でも二歩でも前進するような融雪装置を増やすというようなことをやっていただきたいなと思っております。

最後の3番目、長くなりますので、10分たちましたので、2点目に移らせてもらいます。

2点目、町長として能登町の計画についてお尋ねします。

この議会が終わると同時に、町長の任期も終わりに近づき、選挙を控えております。前回、12月議会に意思表示をされました。立候補するという中で。町長、そのときのこういうものについて一般質問というよりも、私は純粋な意味でこの質問をしているわけですので、純粋に答えていただきたいなということで思いますので、よろしくお願ひします。

もし万が一、町長選挙が行われて、再度町長が当選された暁には、町長のいろいろと事前に関心のあることをやっておられます。町長のマニフェスト、今後の能登町にかける4年間のマニフェスト。それからまた政権もかわりました。民主党から自民党にかわっております。そういう中でどのような対応をしていかれるのか、町長、時期尚早かも知れませんが、ちょっとお尋ねしておきたいなと思っております。どうぞ。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

国の政権も交代したことによる町の政策についてということですが、議員も御承知のとおり安倍政権によります政策はリーマンショック以来、長引く不況から抜け出せない日本経済を何とか浮上させるために、デフレから脱却をスローガンに3本の矢を柱として3つの政策を打ち出しております。その1つ目として、大胆な金融政策。2つ目としては、機動的な財政政策。そして3つ目として、民間投資を喚起する成長戦略というものであります。

当町におきましては、平成18年に能登町第1次総合計画を策定しまして、一步前へ進むまちづくりを基本として、行政はもちろん地域住民の皆さんとともに先人の知恵や地域の人々の温かさ、また豊かな自然、地域で培った風習、文化、そして人と人との触れ合い、自然とともに営む生き生きとした暮らしを大切にしたいまちづくりを目指して取り組んできたことを踏まえまして、今後、国から示される各種の政策に伴う具体的な事業につきましても、能登町の創成期から成熟期に向けての実施していく事業に活用できるものがないか注視していきたいと思っております。

今後も議員の皆さん、そして町民の皆さんとともにまちづくりを行ってきたいということをお願いして、答弁とさせていただきますと思います。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

いつもいつも町長のお言葉を聞いておるわけなんですけれども、一つ再質問していきなと思ってます。簡単に略してこういう時期かなと思うんですけども、私はこの問題、町長の名文。能登町創成期から成熟期へ、能登町に吹く追い風に乗れというキャッチフレーズは、簡単に説明。追い風に乗れということに対しましては、私ちょっと町長のお答え、追い風ということ。成熟期、これは割と理解できるんですよ。追い風に乗れということはどういうことを言っておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

最近の能登というのは非常に社会環境が変化してきているんじゃないかなというふうに思っています。一昨年の世界農業遺産に認定、登録されたというこ

とも追い風の一つでありますし、また今年3月1日正午に能登有料道路が無料化になることも能登にとっては追い風の一つだと思っています。また、2年後に北陸新幹線金沢開業があります。それも金沢のみならず能登にとっての追い風にしたいという思いで今後取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

そういう意味では、8年たった能登町にとっての追い風というのはたくさん吹いていると思いますので、その風をうまくつかんで、そして能登町の浮上に今後もしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私はちょっとこの質問、2回目の質問は時期尚早だったかもわかりませんが、せつかくやってしまったんですから。私は追い風ということに、町長、言葉はうまくおっしゃいます。だけどあなたはすごく真面目で、すごく悪いことのできる人じゃないと私は感じております。もう十数年つき合ってきましたけれども。ただし私、町長に、もし万が一、町長に当選された暁には2つの問題を、追い風ということをもって2つの問題を頭の中に入れて4年間やっていただきたいなと思うんです。

1つ目は、有言実行でございます。有言実行型町長。それからもう一つ、もう少し計画した事業に対して強硬な姿勢で実行型町長としてやっていただきたいということで、あなたは今、追い風と。新幹線、里山里海、いろんな問題言いましたけれども、それはあなた自身がやっておるんじゃないかと周りの人たちが一生懸命、あなたもサポートしておられると思います。だけどまだまだあなたが先頭に立ってやれることがいっぱいあると思います。いろんな2年半の私、議員として、あなた2年半の間の中でいろんな腰砕けもありました。もうちょっと、もし俺町長やっておればこんなものは構わん、やるがなと思う案件がいっぱいありました。

そういうことで、きのうもテレビを見ておりましたけれども、谷本知事さんがいろんなことを未来に向けて石川県のことを言っておられました。いろんな産業、それからいろんなもの。あれ私は感じたんですよ。議員と話ししながらああいう問題を出しているのかなと。言葉をテレビで発しているのかなと思いました。

だから町長は、もし私たちの同意がなされないような物事であったらば、そのまままっしぐらに進んでいって来期からの4年間をやってほしいなと思うん

ですよ。

余りにも私たちの議会、町民の反対意見の方の意見を直視し過ぎる、少数意見を直視し過ぎるんじゃないかなと。聞くなというわけじゃないんですけども、もう少し強行にこの老齢化になった能登町を再現するには、もとに戻すにはそういう意気込みが必要だと思います。意気込み、ひとつ答えてください。

はいって言えばいい。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今後の4年間につきましては、今、志幸議員がおっしゃるように、そういった部分も必要かなというふうには思います。ただ私の心情としては、やはり議員の皆様、そして町民の皆様とともに協働でまちづくりというのはやっていかなければならないというふうに考えておりますので、今後そういった部分も含めながら町民の皆さんとの話を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、ある一面では、そういう部分も見せなければいけない場面もあるかと思っておりますので、そのときはぜひ議員の皆様にもご協力、ご支援いただければなというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

私は人の意見を聞くなと言っとるんじゃないんです。町長、少数意見も参考にしながら、やはり10人おれば6人の意見、あなたがたとえ4人側に正しいと思っと思ったって、あと6人の方を1人でも2人でも賛成のほうに引っ張るような実行型町長になってほしいと。自分で吐いたことは絶対のみ込むなということです。二、三、2年半のうちに幾つかの議案がありました。そういうことで、また参考にしてください。

それでは3点目に移ります。

ちょっと私、説明も長くなりますので時間を気にしながらやっておりました。3点目については、質問というよりも町長にお願い並びに能登町の重要な問題だと私は感じておるわけで、質問したわけでございます。

能登町の漁業の現状についてお尋ねしたいと思います。

特に漁業、沖合中型イカ釣り漁船の問題についてでございます。これはなか

なか難しい問題だと思えますけれども、農業の人、その等の人はなかなか理解できませんので、ちょっと長く冒頭に説明させていただきます。

小木地区を中心とした中型イカ釣り漁業は、日本3大イカ釣り船団として全国でも有数のスルメイカの水揚げ量を誇り、我が町にとっても重要な漁業です。また、水揚げされた船内一本凍結イカや一夜干し、いしるといった加工品は町の特産品として全国の多くの方々から好評を得ております。

中型イカ釣り漁業は、例年6月から12月までの7カ月、日本海沖合を回遊するスルメイカの群れを追って漁を行っています。その操業範囲は山陰沖から北海道沖、さらに大和堆と呼ばれる日本海の中央部や、状況によってはロシア水域まで広大な海域に及んでおります。最近、その大和堆やロシア水域でスルメイカを対象とした、ここが一番眼点なんですけれども、中国トロール漁船による違法操業が目立ってきているとの情報があります。小木の中型イカ釣り漁船が100隻操業の100隻規模の中国漁船を違法に操業している船を目視したといううわさも入ってきております。

イカ釣り漁業者は、国の定める漁獲可能量、TACです。を守りながら厳格な資源管理を行っており、スルメイカの安定供給を図るべく資源の持続的な利用に努めているところでございます。将来にわたって日本海におけるスルメイカを安定的に漁獲していくためには、日本の排他的経済水域やロシア水域における中国漁船の違法操業は重大な問題であります。

私は現在、スルメイカのように都道府県の区域を越えて広域的に分布、回遊する水産資源の適切な管理、漁業調整を図るためにも、漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の委員も私は務めておりますけれども、今週開催されます広域漁業調整委員会では石川県の代表として石川県の案件としてこの問題を全国に訴えていきたいなと思っておりますので、この中国漁船の違法操業に対しまして、町長も聞くところによると漁業の関係する会合、いろいろいろいろな役員もしておられます。そういう中で、政府の徹底と国際交流の場を通じて外国政府への働きかけを町長にさせていただきたいと思っております。

持木町長におかれましては、現在、石川県漁港漁場協会の会長として、また毎年、国会議員に陳情、要望をされているかと思えます。こうした機会を捉え、先ほど申したような我が町のイカ釣り漁業者を取り巻く実情はお察しの上、操業秩序の維持に向けた働きかけをお願いしたいなど。

正直言って、毎年毎年ひどくなる。沖合だけでなくして、そういう親をとってしまくと、乱獲すると沿岸の私たち漁民にも響いてくるということをこの場で皆さんにお伝えしておきたいなということで、資源管理というようなことで漁民は沿岸のほうはやっております。そういうことで、町長のお力もおかりして、町長のほうからも国会議員並びにそういう漁業の会議の中で訴えてほしい

など思っております。

町長、お答えよろしく申し上げます。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはりこれからの漁業というのは、議員おっしゃるように漁獲可能量を踏まえた資源管理型のものになっていくと考えられます。乱獲によります資源の枯渇というのは、絶対に避けなければならないというふうにも思います。その中で外国漁船による違法操業は、日本の排他的経済水域を守る上でも許されることではないと思います。

当町では、中型、小型イカ釣り漁業に影響を及ぼすものであり、同じく日本海を生活の糧としている道府県の沖合漁業を営む人たちにとっても資源管理、操業の危険性等、重大な問題であろうかと思っております。

このことは日本海全体の問題ということで、私も理事を務めております全国市町村水産業振興対策協議会を通じまして国に働きかけたいと思いますし、また、県選出の国会議員の先生方にも働きかけを積極的に行っていきたいと思っております。

志幸議員におかれましても、そういった広域漁業調整委員会委員という方面からもお力添えをお願いして、何とか日本の漁業を守っていかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

これは漁業の私は原点だと思っております。これは今、皆さんなかなか漁業以外の方々、私の言っていることはなかなか理解できないかも知れません。日本海というところは、私たちにすれば大きいようで、世界から見れば小さい湖と同じなんですよ。こういう湖の中に生物を乱獲すれば日本海の魚が絶えてしまう。ましてや現在、カニ、エビその等、日本人が好むカニ、エビ、いろんな問題も資源が枯渇しております。この場ではどの国がどの国がということは言いませんけれども、いろんな問題が取りざたされております。ましてこういう回遊、今広域に分布するスルメイカ、皆さん大衆魚として味覚を楽しんでおられる方々におかれましても、将来的に日本海のイカがいなくなるおそれがあ

るというような懸念を私は感じております。

こういう沖合、沖合というようなことで言っておっても、やはり今、大和堆のイカが南のほうへ行って、親をとると南のほうへ行って子供を産まないわけでございます。そういうことで漁獲がだんだん少なくなってくる、そういうような日本海の海を守ろうというような視点で、結局資源管理型漁業というようなことなんですけれども、そういうことで町長、ぜひともいろんな会合、この問題、そういう関係する団体並びにそういうところへ行かれました折には、必ずや必ずや主張を述べて現状を述べていただきたいなど。

強く強く足を踏み入れていただきたいということを切に要望しまして、私のきょうの質問を終わります。

答え要りません。さっき町長、頑張ってくださいということで言われましたので。

議長、終わります。

議長（宮田勝三）

答弁漏れございませんか。

11番（志幸松栄）

はい。答弁は要りません。先ほどいい答えを言われました。

議長（宮田勝三）

それでは次に、3番 市濱等君。

3番（市濱等）

町会区長会の皆様、大変ご苦労さまでございます。

きょうは私は、町長に通告してあります2点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

東日本大震災から丸2年が経過いたしました。復興もなかなか難しい状態かなというふうに思っております。特に、東京電力福島第一原発の状態はどのようなものになっているのかということがまことに心配でございます。冷却水がたまりにたまっているといいます。また、ツイッターでは、福島の子供を早く福島から避難させろとしきりに言っております。日本の高度な技術で一日も早い収束を願うものであります。

マスコミの報道では、地質学者の意見では東南海地震が8年以内に起こり得るだろうというふうな報道もなされております。日本列島は地殻変動期にあるのかなというふうなこともまことに心配をしております。

転ばぬ先のつえということで、25年度の新年度の予算には防災、減災に関して多くの予算が配分されていることに対して、私は評価をしたいなというふうにも思います。そしてまた、今定例会には総合整備計画の作成ということで、辺地に光が当たる政治的判断に対して、これも大いに評価をしたいなというふうにも思っております。

さて、能登半島、内海のほうには多くの住民の方々が海岸線に寄り添って生活をしております。

一昨年3月の定例会でございましたか、津波対策道路ということで富山湾岸海岸線、甲、古君、鶴川、宇出津、真脇、小木、松波まで高規格の道路を津波対策道路ということで10メートルか15メートルの高さで計画すればということをお話ししたと思います。そのとき町長は大変前向きな答弁でございました。

今、中部9県の間で観光資源として話題になっておりますところの台湾、中国の観光客をターゲットとしたものでございますが、昇龍道構想というものがあるのは町長もご存じかなというふうには思います。東海北陸自動車道を北に能越自動車道を経て、あたかも能登半島が龍の頭になるというふうな構想を描き、観光資源として開発しようとしております。大変結構なことだと歓迎をいたしますが、龍の頭か、もしかして下あごかもわかりませんが、内海海岸線には計画もないような状態でございます。

津波対策道路、またUPZ30キロ以内の七尾市、穴水町の原発対策避難道路ということも含めて、少し大きな話になりますが、隣接する市町村とともに計画、構想をする思いはないか、町長にお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登町には主要道路であります国道249号、そして珠洲道路がそれぞれ縦断しているということでもあります。また、これらに主要地方道と一般県道が接続して、さらには幹線の町道が町内の各地を連結して道路網を形成しているということでもあります。また、県においてはダブルラダー結いの道整備構想がありまして、これは幹線道路や広域道路ネットワーク、能越自動車道等の整備が進められております。

この構想というのは、3大都市圏との交流拡大、南北に細長い県土の一体化、観光周遊性の向上、災害時の代替性の確保を図るため、南北幹線の複線化と東

西幹線の多重化を進め、2本のはしご状道路ネットワークを形成するというものであります。

議員がおっしゃるように、能登半島、そして内浦海岸には多くの住民の皆様が住んでいらっしゃいますので、津波対策や避難道路、そしてまた観光道路など県が進めています道路整備構想によりまして、今後どのような可能性があるか調査し、そして県にも強く要望してまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

町長が話される県が進めているダブルラダー、2本のはしごを並べた状態の道路でございましょうか。それは七尾以南では結構進んでおるなというふうには思いますが、能登半島の特に奥能登のほうですけれども、外浦方面はそういうふうな状態になっているかなというふうな思いもしますが、内浦の海岸線は全くそのような状態にはなっていないのかなというふうに思います。できれば早くそのような道路ができればいいなというふうには思います。

今、能登半島の交通事情は大きく変わろうとしております。有料道路が無料化になり、県は羽咋以北の自動車の交通量が1日に4,000台、5割近くふえるというふうに試算をしております。また2年後の、先ほどもお話しされましたが新幹線が開通するというので、数段車が多くなるということも話しております。人が交流すること、そのことは能登半島にとって大変意義のあることでもあろうかと思っております。

しかし、半島に背骨になる道路は、珠洲道路は貫いていますが、肋骨、はしごの親子になる道路の整備がまだまだではないかというふうに思っております。例えば珠洲道路から県道の松波、駒渡線へおける道路でございしますが、能登町でも有数の民間企業でありますサンケン電気の輸送車はその道路を通ると荷物が揺れて荷物に影響が出てくるのかなというふうな観点から、鶴島の交差点まで迂回して珠洲道路に乗っておるというふうな話も聞きました。また、上町バイパスは珠洲道路から直接信号なしで県道宇出津松波線に乗れるように交差点を改良しなければ、宇出津、真脇、小木、海岸線への人の流れは期待できないのではないだろうかと考えております。ここには長い長い信号があります。これを改良しなければなかなか人が来ないのではないかなというふうにも思っております。一昨年春完成いたしました越坂上町中ノ又線にしても、直接珠洲道路に継続がない。どこかの幹線に乗らなければ、どこかを經由しなければ乗れない。このような道路が多くあるなというふうに私は思います。

また、能登町には隣接する市町村からのアクセス道路はどれも能登町には大変入りづらいなというふうに思います。例えば輪島からの車でございますが、輪島から柳田に入る柳田里線でございますか、そして松波鶴島バイパスから小木、九十九湾、穴水・曾山から瑞穂、珠洲道路から海岸線へのアクセスはどの幹線道路も課題が多く、問題があると思います。

最近、県道宇出津町野線に小間生橋の改良という明るい話もございますが、しかし旧町村には道路網に関し何十年も課題になっているところが多くあります。これも事実でございます。

町民の皆様の絶大なこの場をかりて協力をお願いも申し上げたいというふうにも思っております。

このような状態で、のと里山海道がスタートをいたします。多くの車が半島にやってきます。交通事故も大変心配でございますが、どう引き入れますか。

縄文真脇遺跡、九十九湾、赤崎いちご、恋路海岸、海洋ふれあいセンター、さかなの科学館、半島でも一級の観光地があります。

私は、能登町の活性化は内海線の活性化そのものだというふうに思います。道路行政、道路インフラ整備は住民の生活の根幹をなす、直轄するものであるということは言うまでもありませんが、観光産業、基幹産業の根幹をなすものでもあります。また、町内の地域間の隔たりをなくし町がしっかり一つになる。これには道路の整備が欠かせないものとも思います。

昨年の暮れは政権も交代をいたしました。コンクリートから人へということが人からコンクリートへという経済優先の社会が訪れようとしております。決して私は長くは続かないなというふうに思いますが、しかし今が道路整備には最大のチャンスかなというふうにも思います。また、能登町の経済発展、活性化は、まず道路網整備からとも思っています。また、災害時、なおも大切なものは道路インフラなのかなということも思います。

町全体の道路事情を精査し、再整備を図る。国道、県道、町道を網羅した道路整備網計画を策定する考えはありますか、町長にお尋ねをしたいと思っております。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在の道路整備は、能登町の第1次総合計画のもと、鋭意推進しているところではありますが、議員おっしゃるように4月から能登有料道路が無料になると、さらに交通量も増加するのかなというふうにも思っております。それに対しまして、町としては国や県と一体となりまして幹線道路のネットワーク化

を凶りますとともに、車のすれ違い困難な区間、あるいは急カーブの箇所を局部的に改良も行いながら交通安全施設の整備を進めて、自動車はもとより歩行者あるいは自転車も安全・安心に通行できる道路整備をしていかなきゃならないと思っております。それによりまして、国道249号あるいは珠洲道路とのアクセスの向上を図ることができ、観光や地域活性化につながるような道路整備が必要だというふうにも考えております。

また、社会情勢が変化することが予想されますので、国、県または奥能登に位置する市町が連携しながらそういった観光周遊を強化するための広域的な道路整備の構想もおのずと必要になってきますので、防災あるいは減災、そしてまた里山里海ということ 키워ドにしながら、能登町にとどまることなく奥能登地域のさらなる発展のために整備構想あるいは計画を樹立しなければならないと思っておりますし、それによりまして町民生活にも密着した生活道路を効率的かつ効果的に道路整備を進めるためにも力強く推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

町長、大変前向きな元気の出る答弁で、今後の能登町活性化が大いに期待できるなというふうに思います。

きのうも路上に交通量の調査をしておいでになられた方々がおいでになります。こういうこともその整備計画にでも影響するのかなと大変期待をしております。ぜひ整備計画を作成していただいて前進していただきたいなというふうに思います。海岸線に観光客が入りやすい、そして大きなバスが安心して能登町の観光地に来られるという環境を早期に実現してほしいと望んでおります。

能登町の道路整備計画には、能登町の未来の形が議論されると思います。きのうの生涯学習大会に表彰されました中学生生徒たちは、しっかりとした意見を持っておいでになりました。議論のメンバーには学生、そしてまた若い青年の諸君にも意見を述べていただく場所をできたらつくっていただきたいというふうに私は思っております。

それでは次の質問に移らせていただきますが、道路整備に関しても防災予算の増額も全ては住民の安全・安心、また発展を目指した町の思いであろうと思っております。次の質問は、防災士に関し、連絡協議会を設ければどうかという質問であります。

防災士は、阪神・淡路大震災に、あれは1995年でしたか、防災士の歴史

はもう30年にもなろうかというふうに思います。町長は、25年度当初予算に防災、減災に関して多くの予算が計上してあることは先ほども申し上げましたが、地域防災に強い意欲が感じられます。今回は防災士に関して、少なくとも町内から何名の防災士を、期待をしておいでになるかということ伺いたいと思います。

また、町の地域の防災力は町内会自主防災組織、NPO団体や防災士の総合力だとも思っておりますが、また加えて、きのう生涯学習大会にも小木中学校の生徒が発表されておりました。小木中学校の生徒に代表されますところの地域の防災に対する生徒たちの頑張りも大変必要だなというふうにも思います。

このネットワーク形成が防災総合力のアップになると私は思います。小さな自主防災組織でも少なくとも1年に一度、防災訓練ができるように、町のバックアップをしっかりと行ってもらいたいというふうにお願いをいたします。

繰り返し繰り返し状況に即した訓練をすることの大切さは、東日本大震災の、今朝の北國新聞にも載っておりましたが、大川小学校の教訓にもあらわれております。組織形成による防災士も参加した訓練体系ができるようになれば、防災士の取得の意義が増すのではないかなというふうにも思います。

防災士連絡協議会の設置は、防災意識の啓発、知識や技術の向上、防災士同士の連絡強化、スキルアップを図る災害時に迅速かつ的確な災害対応活動ができるようになればと思いながら、町長に質問をしたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきますが、さきの東日本大震災でもわかりますように、大規模な災害になるほど公的支援だけで災害対応をするというのは難しく思っております。やはり自助、共助の観点から地域の防災力の向上を図ることが防災、減災につながるものと考えております。

そのような中、地域の防災組織でリーダー的な役割を果たしていただく防災士制度というのがクローズアップされてきました。防災士というのは、社会のさまざまな場で減災と、そして社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者ということで、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちであります。ホームページを確認しますと、平成25年2月末現在で日本全国では6万1,296名の方がいらっしゃるということで、そのうち石川県では1,965名の防災士の皆さんが登録しているということでもあります。また、県のほうでも防災士の育成を推進しており

まして、講座受講に対しての助成も行っております。

当町では、平成21年度より防災士の育成に取り組みました。平成24年度までに34名の防災士が誕生しておりまして、平成25年度予算につきましても30名分の助成の予算を計上しております。今後、向こう5年間のうちに200名の育成を目指したいというふうにも考えております。

今後は、さらなる地域防災力の向上を目指しまして、議員がおっしゃるとおり町内の防災士が連携し、そして連絡の強化、スキルアップ等を図ることが重要であると認識しております。

ただ、町は防災士の育成と並行して、重要課題と考えています自主防災組織の育成もあります。防災士の皆様には未結成地区の組織化についてもリーダー的な役割を果たしていただいて、自主防災組織をつくっていただければなというふうに考えておりますし、まずは自分たちの住んでいる地域、そして町内の防災力向上のために頑張っていただければというふうにも思っています。

議員おっしゃるように、防災士の連絡協議会等につきましては、自主防災組織の結成状況、防災士登録人数、あるいは県内の設置状況などを見ながら、そして何よりも防災士の皆さんからそういった自発的に協議会結成に向けての機運が高まってこないことには少し難しい面もあろうかと思っておりますが、行政としましては、さらに防災の意識向上が図れるような政策を推進してまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

私は、今の町長の答弁をお聞きいたしまして、私はトリオのサウンドですか、アリスの堀内孝雄という方が「青春でそうろう」という歌の中に「燃えてるやつに水をかけるな」「燃えないやつに時間をかけるな」というせりふがあります。

私はもともと出身が鍛冶屋業の出身でございまして、鉄は熱いうちに打てというふうなことを教わってきました。今までになく防災ということに対して、防災士ということに対して盛り上がっておると思います。ぜひ早期の間にこの協議会を立ち上げていただければありがたいなというふうに思います。

最後になりますが、きょうこの会議が始まる前に黙禱をさせていただきます。国では、政府では、きょう11日の震災の発生時に全国の国民に対して黙禱をしてほしいというふうな通達が来ていると思いますが、町の担当者に啓蒙というか啓発というふうなことが行われておるのかいないのかということもひとつお聞きして、お聞きしたいというよりか、それもお願いを申し上げまして、

できたらこれからマイクにでも、町全体がつながるいいシステムがございます。できたらそういうこともひとつ啓蒙していただきたいなということを思いまして、きょうの質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（宮田勝三）

答弁漏れございませんか。

3番（市濱等）

ありません。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

ただいまの市濱議員の東日本大震災に対する黙禱の意を表した何か合図がないのかということがございますけれども、国のほうからそういったサイレンを鳴らすという旨の住民周知を行うようにということで通達が来ております。当然、当町といたしましてもその時間に合わせて一斉サイレンを吹鳴することになっております。

なお、その告知につきましては12時に有線放送、それから当該時間の直前に対しても有線放送で連絡することになっております。

以上です。

議長（宮田勝三）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

大変丁寧な答弁、ありがとうございました。ぜひ、まだちょっと一般の方々には耳にしていないという声がありましたもので、今ここでお話しさせていただきました。

ありがとうございました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時10分からといたしたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。(午前11時00分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。(午前11時10分再開)

それでは次に、13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

ただいま議長のお許しをいただきましたもので、通告どおり2点をご質問さ
せていただきます。

第1点は、本町の廃屋対策と空き家等あります。いろいろな事情で離郷なさ
れて、生まれ育った家をそのままにしておかれております。その家によって、
廃屋によってご近所の人災等の起きる前に、本町としては少し対策を持たれた
ほうがどうかと思い、質問させていただきます。

まずもって、この廃屋と認定する家の件数を3ブロックごとに示してほしい
と思います。町長よろしく。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの山岸議員の質問ですが、空き家あるいは廃屋の数につきましては、
きちんとした調査は実施しておりませんので具体的にどれだけの数があるかは
把握しておりませんが、過疎化や高齢化、あるいは所有者の町外転出などの理
由から空き家あるいは廃屋が目立ってきたと感じており、その対策については
喫緊の課題だというふうにも感じております。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

喫緊の課題だというふうにご答弁なされましたが、これは何か総務課ですか、
掌握担当しておいでるのは。危機対策管理室とかなんとかあるんですが。

総務課長、この件数は本当に全然、大体でも掌握してないんですか、あなた

は。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

総務課といたしましては、今町長が申しましたとおり把握はしておりません。ただ、空き家を生かすという前提では、ふるさと活性化のほうで空き家情報ということで、将来空き家を買いたい、あるいは借りたい、そういった人向け用の調査はしております。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

再度ご質問させていただきます。じゃ廃屋と空き家の違いを明確に町としては区分をしているんですか。どういうふうにボーダーラインを引いて空き家か廃屋か決めるんですか。これは少し本当に関心を持っていただかなければ、質問している私も事実、柳田地区に何件あるのか、内浦地区に何件あるのか、宇出津地区に何件あるのかは事実わかりません。だけど、これをなされるのは民間より行政の責務だと思い、質問しております。

先般も廃屋と称される家が瓦解し、瓦が落ちてきて非常に困るという住民からの訴えがありました。それで一番先電話したのは、どこだったかな、衛生何とか課とかふる振とか電話して、電話が3本も回っていました。

それで、廃屋の対策室をきちっと明確に示すことです。この廃屋対策は、ここにきょうおいでになっている町内会長や区長さんの協力なくして、現在今でも数さえ掌握できていないんです。それを明確に予算化、条例までいかななくても、ツクシぐらいの予算。それはなぜかというと、区長さんや警察、消防の方等の会議費程度をもって廃屋、空き家対策を速やかにやるのが今の行政に課された課題だと思っております。

再度、総務課長、何課にどういうふうにこれから対策するのか、明確に答弁を求めます。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず議員おっしゃるように空き家と廃屋というのは違うというふうに思いますし、区別しなければならないというふうに考えております。空き家というのは、長期間居住者のいない家屋で、手入れをすれば十分居住することが可能な家屋ということになると思いますし、それも個人の大切な財産であるというふうにも考えます。また廃屋となりますと、居住者のいないまま荒れ果てた家屋で、とても居住できる状態でない危険な建造物というふうに考えられます。

ただ、廃屋になりますとさまざまな問題が発生してきております。まず一つは景観上の問題であります。住宅地では能登のきれいな町並みが、農山村部では農業遺産にも指定された能登のきれいな里山里海の景観が損なわれることになろうかと思っております。また次に、防犯上の問題もあろうかと思っております。廃屋を放置しますと青少年の犯罪を誘発する可能性もあり、また放火などによる火災なども心配されます。そしてもう一つは、安全上の問題もあろうかと思っております。議員おっしゃるように、道路に面した廃屋などは通行する歩行者や、あるいは車両に被害を及ぼす危険性もありますし、住宅地では隣接する住宅に被害を及ぼす可能性もあると考えられますし、さらに廃屋を長期間放置しますと、ごみの不法投棄の温床にもなりますし、害虫発生など衛生上の問題もあるというふうにも考えております。

このように廃屋に関してはさまざまな問題も考えられますが、対策に関してはどこの自治体でもなかなか進んでいないのが現状であります。といいますのも、幾ら廃屋といえどもあくまでも個人の財産でありますし、管理責任は所有者にありますので、自治体が公費を投入して対策を施すことに関しては権利上の問題も考えられますので、今後十分に議論し、そして慎重に進めていかなければならないというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

総務課長、調査費等のお考えはいかがですか。会議費も含めて。

議長（宮田勝三）

総務課長 佐野勝二君。

総務課長（佐野勝二）

ただいま町長が言いましたように、十分に条例化をするのかも含めまして、

条例化といいますと先進地の例を見ますと、条例の中では勧告あるいは代執行までうたうものもあれば、場合によっては罰則規定も設けたりといろいろなことがありますので、今おっしゃったものを十分に慎重に協議していきたいと。まずもっては、この役場内でその辺を十分に横の連絡をとり合って勉強会を持っていくと。そうした上で場合によっては調査費が必要であれば調査費を次年度以降に計上するとか、そういったことは今後様子を見て持っていききたいなというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

廃屋に対しての質問はこれで終わります。とにかく着眼をしてください。これからどんどん増えるような傾向でありますから、お願いをいたします。

第2点の通告であります、不燃物処理場、すなわち埋立処分場の問題です。

私の掌握では、柳田に金山地区、内浦には福光地区、旧宇出津には十八東地区、この3点で埋立処分場は3カ所あるということで理解してよろしいですか、町長。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃる能登町の埋立処分場に関しましては4カ所とご理解いただきたいと思えます。能都埋立処分場、そして内浦埋立処分場、そしてまた柳田埋立処分場がありますし、能都の埋立処分場に隣接しております能都不燃物処理場があるということで、4カ所とご理解いただきたいというふうに思います。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

ありがとうございます。能都町の十八東の隣接したところにもう1カ所あるというふうに認識すればよろしいんですね。

それでは、柳田の金山地区は今、当分の間休止というふうな看板を掲示していただいております。内浦の福光地区の現況はどうなのか。また今度、宇出津

の不燃物場に1億6,000万の工事費の計上があります。これは担当課長、ちょっとこの3地区の容積がいっぱいになって当分の間休止というふうにして
いるのか、概要を説明してください。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

現在の能登町における埋立処分場の容量ですけれども、ご説明いたします。

現在使われている能都埋立処分場ですけれども、約6万立米の残容量が現在
残って……（「もっと大きくお願いいたします」と呼ぶ者あり）はい。

能都埋立処分場につきましては、廃棄物処理の残容量でございますけれども
6万平米ほどあります。これにつきましては、6割方、現在埋まっている状況
であります。

内浦処分場につきましては、8,000立方メートルということに積算して
おります。

また、柳田処分場につきましては、もう残り残容量は少なく850立米で、
2年前ですけれども、この残容量が少なくなりまして、現在休止しているところ
でございます。これにつきましても現在、最終処分場ですけれども、ここに
最終築堤工事を行いますこの事業量につきましては1,600万円今回計上し
ておりますけれども、これについて最終ということに築堤を行いまして、その
状況で実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

担当課長は1,600万の使い道は築堤したというような。きょうは多くの
人がおいでるから、そんな専門用語を、築堤というがじゃなくて、どういうこ
となんですか。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

申しわけございません。この場所にごみがあふれないようにえん堤を立ち上げて箱をつくるという形になります。

議長（宮田勝三）

13番 山岸昭夫君。

13番（山岸昭夫）

この不燃物処理場、すなわち埋立地ですが、大変、場所の選定に至っても、その業務に携わった方に至っても本当に大変な思いで構築されたものだと思います。我々は次の世代にどういうふうはこの衛生施設を掲示していくかが大変大事なことだと思って質問させていただきました。

多くの時間が残りますが、これで私の質問を終わります。

議長、ありがとうございました。

議長（宮田勝三）

答弁漏れございませんか。

13番（山岸昭夫）

ございません。大変、丁寧に答えていただきまして、ありがとうございました。

議長（宮田勝三）

それでは次に、14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

それでは、アベノミクスと称されて急速に円安が進んで、日本の経済界は大変な復興をしているというふうには聞きますが、ここ能登では逆に円安のために灯油やガソリンが大変高騰し、困窮を強いられております。

あわせて昨日、生涯学習振興大会において、私は子供たちの表彰はいいんだけれども、何でもどこかでどこか相撲部屋のおかみさんか何かのタレントみたいな方を金かけて呼ぶんかいな、3月11日に向けてもう少し何かシンポジウムでもやればいいのになというふうに思っております。

ただ、きょうの朝、役場庁舎を見ましたら、しっかり旗ざおの頭に黒布をかけて弔旗を掲げてあったので、大変心温かく、よかったなというふうに思っております。

さて、一般質問に入る前に、私も気をつけますが、答弁についても少し注文、

お願いをしたいと思います。昨年、興能信用金庫さんが主催される金沢大学地域志高塾において、四国一小さい町、徳島県一高齢化率の高い町、かつて6,000人住んでいたが今は1,886人、872世帯になった町、そんな町でじいちゃん、ばあちゃんが年間1,000万稼ぐということでテレビで喧伝された葉っぱビジネスで有名になった徳島県の上勝町。この上勝町のまちづくりの仕掛け人である小林篤司さんとお話をする機会を得ました。そのときに彼が言った言葉が大変私にとってはショックでした。彼はこう言いました。「私たちは児童生徒を持った年齢層を主たるターゲットにしてIターン、Uターンの定住に明確な数字を設定して計画を実行しています。そして大事なことは、他の自治体のように多ければ多いほどよいとは考えていません。必要以上に多いとエコエネルギーの推進や教育環境の整備等々に関連して目標到達が妨げられる。やっぱり適正な数字というものがあるんですよ」というふうに言って、にやつと笑われました。多ければよしではない、まさに目からうろこでありました。

前置きが長くなりました。多ければよしではない。具体的な数値、実現可能な目標数値を持って答弁いただけるようお願いいたします。

それでは通告に従いまして、小中学校の適正配置を軸に、そのあり方を問いたいと思います。

足し算と引き算だけで統合を進めるのは誰にでもできること。地域の文化、地域の希望の明かり、シンボルとして歴史を刻んできた学校。この重要な財産をどうすればよいかを悩んで悩んで構築することこそ自治体の責務であり、議会人である私たちも一緒に苦悩したいと思います。

そこで、まず基礎資料として平成25年、この4月に新学期に予定される中学校5校、小学校5校、以上の生徒数、児童数を明示願いたい。そして、平成24年度の実数で結構ですから教職員の数についてもご提示お願いいたします。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えいたします。

25年度の各小中学校の児童生徒見込み数ですが、数につきましては普通学級、支援学級を含めた総数で申し上げさせていただきます。

まず最初に各中学校の生徒見込み数でございますが、柳田中では1学年が27人、2年が27人、3年が27人、合計81人でございます。能都中では、1年46人、2年55人、3年48人、計149人です。鶯川中では、1年11人、2年20人、3年9人、計40人です。小木中では、1年18人、2年

19人、3年19人、計56人です。松波中では、1年25人、2年33人、3年26人、計84人であります。

続きまして小学校の児童数でございますが、総数とともに4年から6年までの児童数を申し上げさせていただきます。まず柳田小学校では、小学校の総数で149人、うち4年生24人、5年生28人、6年28人。宇出津小では、総数210人、うち4年40人、5年41人、6年25人であります。鶉川小では、総数が68人、うち4年8人、5年11人、6年11人であります。小木小では、総数83人、うち4年17人、5年14人、6年17人であります。松波小では、総数143人、うち4年23人、5年26人、6年31人の入学見込みでございます。

続きまして、平成24年度の教職員数について、学校事務職員を含めて各小中学校10校を申し上げます。柳田中が10人、能都中16人、鶉川中11人、小木中10人、松波中12人。小学校では、柳田小15人、宇出津小18人、鶉川小12人、小木小13人、松波小14人、合計、小中学校合わせて130人の教職員数であります。

以上でございます。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

きょうは12時にサイレンが鳴るということで、その前に質問全てを終えたいと思うので。

教職員についてはいろいろあるんですが、時間があれば後で伺います。

私たち戦後っ子は、私は宇出津の人間ですが、宇出津で小学校は1,500人でした。中学校で健児こぞって800人でした。今提示された数字というのは、かつての宇出津の小学校の子供たちの数よりも能登における小中の全体の数が少ないという大変な数字であるということです。そして、ここからわかることは、能都中でのみ1学年2クラスが何とかかろうじて確保しているが、そのほかの中学校4校、小学校5校は全て1学年1クラスということが厳然たる事実であろうと思います。

そこで、平成23年2月に策定された能登町小中学校適正配置基本方針及び実施計画、ここにおいて国が定める小学校では1学年2クラス以上、中学校では1学年4クラス以上が適正配置、適正規模というふうに呼んでおるんですが、これには到底届かないため町独自の基準を策定しているわけなんです、ここでは小中一貫教育については全く言及していない。触れていません。いわゆる

適正規模の条件下で行う本来的な小中一貫教育と違い、児童生徒数が少ないために導入する小中一貫教育もありというふうに私は思いますが、小中一貫教育についてのメリット、デメリットを検討されたか、お伺いしたいと思います。

議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

鍛冶谷議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫校に関してのメリットと申しますと、中1ギャップという小学校から中学校の課程に移行するときに学習内や生活リズムになじめず、精神的に不安になったり不登校になったりするという状態を緩和できることや、それから義務教育の9年間で6・3割から児童生徒の成長の度合いに合わせた4・3・2制などの取り組みができることになっております。

しかしデメリットとしては、逆に小学校から中学校へ行く節目がなくなること。新鮮みが薄れ、気持ちを新たにすることができなくなるということにもなります。また、1学年2クラス以上、要するに複数クラス以上ある学校であるならば、9年間、少数でも固定された人間関係で進むおそれがあることや、競争心や協調性などが養われなければならないという大きな欠点があるかと思えます。

このような観点から、能登町での適正配置基本計画では、児童生徒数の減少に対して統合を基本とした計画を行ったこととあります。

先ほど能登町立小学校環境づくり検討委員会でそれを検討されたのかということなのですが、たしか私、平成21年の10月に教育長になりまして、そのときの何月だったかちょっと忘れたんですが、10月ごろでしたか12月ごろでしたか、この会議が2回目の会議を開きました。そのときに珠洲市がたしか平成18年の2月に珠洲市の検討委員会が設立されて、学校教育の環境をどうすればいいかということが多分市長が諮問されて、その答申が平成20年に出されたものを、当町でもその委員会で検討した記憶がございます。

以上です。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

時間がないので次に進んでいきましょう。

それでは次に、北國新聞の2月19日の記事として、珠洲市大谷に小中一貫校というふうにありました。また記事中には、今ほど教育長がおっしゃったように宝立小中学校の9年間を4・3・2にする方法とか、それからまたほかに記事の中には小学校でも英語科を持つとか、いろんなことを書いてございました。この記事ですね。(資料提示)

これについて、どう考えたか、町長及び教育長の所感をお尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

この記事というよりも、先ほど教育長が説明したとおり、小中一貫校にはメリット、デメリットがあるということでありまして、能登町としては適正配置基本方針はあくまでも統合を基本として行っていくということでありまして、今後もそういう方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

これは隣の珠洲市の問題でありまして、今、私にこの珠洲市のことについてどう思うかと言われてましても、珠洲市ではいいと思ってやっておいでるのでございますので、それ以上の私のコメントはございません。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

じゃ、珠洲市の問題ではなくて当町の問題に行きましょう。

今回いろいろ聞いておって、小中一貫校についてもよく勉強されているなどというふうに思うんですが、その実施計画の中では平成26年以降に小木中と松波中の適正配置実施予定というふうになっておりますが、具体的にこれはどのように進めていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

今議員が述べられたとおり、計画的には次に小木中学校、松波中学校の統合であります。実施計画ではご承知のとおり中学校は旧3町村を基本とすとなっております。したがって、小木、松波には内浦地区に1校を残すという観点でそれぞれの地域、学校に理解をいただくよう今後説明に参っていきたくと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

町長も教育長も今の適正配置についての計画どおりに進めていきたいということで、提案するのも詮ないことかもしれませんが、文科省のいう適正規模から大きく外れて小規模もしくは過小規模とも位置づけされる能登町の学校群の現状を踏まえて、全国恐らくどこの過疎地域でも共通の悩みを抱えていると思うんですが、全国から注目されるぐらいのモデル教育システム、いわゆるオリジナルで能登町型の小中一貫教育を構築することは不可能でしょうか。と申しますのは、私が今言ったことは、副町長も首かしげておられるけれども、副町長のおいでる鶉川にも関係あるんですが、小木と松波の適正配置をどのようにするかといったら明確な答えはなかなか出せないと思っております。そういうときに、いわゆる能登町型小中一貫教育というのは、ざっくりばらんに申し上げれば、ここ1年から3年ぐらいで小木中、松波中の統合問題に、両地区に学校を残すために合同体育祭や文化祭、部活動の連携等々、さまざまな課題を視野に入れて、能登町型の小中一貫校をやるかどうか喫緊の重要課題として俎上に上げて検討願えるかというふうにお尋ねしたいと思います。あわせて鶉川中に関しても、これに並行して俎上に上げて地区に学校を残すための努力をすることを検討願えるかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（宮田勝三）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

先ほどから町の基本方針を説明しておったわけなんです。これも平成21年のときに能登町立小・中学校教育環境づくり検討委員会で諮問して、次の翌

年に答申を受けております。その答申を教育委員会で諮り、教育委員会のほうから町長部局のほうへ案内しております。そして、その時点で町長部局のほうでも、町長のほうでもこれでいいという形でなっておりますので、いま一度また戻すというのは、そういう今までやったこの委員会の皆さん等の意見がまた変わってくるということなので、現在のところはこの計画どおりにまたいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

かたくなにそうおっしゃられれば、これ以上は議論のしようがないので、あとは検討課題として少しでも上げてもらえることを切にお願いして、時間もありませんから次の質問に行こうと思います。

2点目は、能登町が町として残れるかどうかの一番大きな岐路は、象徴的には高校と病院が残るかどうかだろろうと思っています。高校につきましては、先輩議員の大谷内議員も大変心配されて議案質疑で聞かれました。高等学校のない町、公立病院のない町、そんな町にはしたくないと思いますが、町を守る最後の牙城が高等学校の存在と公立病院の存在だと思っています。これをどう死守していくのか、その意思と策を聞きたいと思っています。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登高校に関しましては、県立高校ということで県の判断というのは非常に大きなウェートを占めるのかなと思っていますが、やはり我々としては地元にある唯一の高校ということで、今後も存続に向けて県には一生懸命働きかけていかなければならないと思っています。

宇出津病院に関しては、町立病院でもありますので、これはなくすわけにはいかないというふうに思っています。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

意思のほうは聞いたんですが、意思と策を聞きたいというふうに申し上げたのは、その策のほうは学校に関しては県のほうに行きたいということですが、病院に関しては策は今聞き漏らしたような気がするんですが、お願いいたします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

病院に関しましては、これまでずっと赤字が続いていたわけなんですけど、昨年度が21年ぶりの黒字経営となりました。しかしながら、依然として病院を取り巻く環境というのは厳しいものがありますので、きちっとしたこと、医師、看護師の確保というのをやっていかなければならないのかなと思っています。

また、本年2月からは電子カルテを導入しまして、まだまだ医師、看護師はふなれな点があろうかと思いますが、これの導入によりまして診療情報を簡単に検索あるいは抽出することもできますし、投薬や処置の参考にもできるということで、多くの診察にも利便性が高まるのかなというふうにも思っております。

また4月からは、大学病院や県との連携を密にしたことによりまして現在13名の常勤医師が2名増員の15名体制となる見込みであります。看護師確保につきましても、修学資金の活用や住環境の整備ということで、修学資金に関しましても今回上げておりますように若干の上乗せを図ったり、あるいは看護師寮を設けることによってこちらのほうへ勤務しやすい状況をつくっていくということでありますし、またソフト面におきましても接遇委員会等を通じまして、患者様に対してより一層の心のこもった接遇を心がけるように今後も指導していきたいというふうにも思っております。

いずれにしましても、地域住民の方がいつでも安心して安全な医療サービスを受けれる体制を整えていくということが町としての責務かなと思っていますので、今後もそういうふうにやっていきたいというふう考えております。

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

まず高校に関しては、かつて無線科があって気象庁や空港に配置できました。そういう科についても総合科の中でもっと違った取り組みを県と話し合うとか

いろいろな方法があろうと思います。

それから中学校の子供たちに、いわゆる門前のような、門前中から門前高校に80%も行くというような体制をつくるためには、やはり生徒たちとの懇話会、PTAとの懇話会等々も中学1年生から始めていかないと、能登高への進学はなかなかいざなうことができないというふうに私は思います。そういうところでは、やはり執行部もしっかり学校にも出向いてほしいし、私たち議員もよければいつでも一緒に行きたいと思っています。

それから病院に関しては、まず常に問題になるのが接遇のレベルアップだと思います。私も先般、七尾の恵寿病院に入院しました。1年前にもしました。接遇の差というのはこれほどひどいものかなというふうに思います。

それから病院内の雰囲気は非常によくありません。これに関しては、やはりあのホールでミニコンサートを開くとかいろいろなことをしていかなければいけないし、町長が今おっしゃったように看護師をふやすための施策、大変いいと思います。でないと若い看護師さんがふえないと病院は明るくなりません。

いずれにしても病院と高校を守るために一緒に努力をしたいと思っています。

これでもって質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。再開時間は午後1時からといたしたいと思いますので、よろしく願います。（午前11時57分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

それでは、2年前のきょうこの日、東日本大震災でたくさんの方が亡くなられて、けさのニュースで聞きましたところ2万851人の方がお亡くなりになられたそうでございます。心からのご冥福をお祈りいたしたいと思っています。

それでは、2点についてお尋ねいたします。

まず、ごみステーションの設置についてお尋ねいたします。

お知らせしてはございますが、一応お話をさせていただきます。

現在、当町では、ごみ資源収集カレンダーに従いまして各地区の指定日にごみを出しているところであります。特に資源ごみについては、高齢者等が天候等の理由により、あるいは健康上の問題もあり、指定された収集日に出せない場合がございます。そうなると、次の収集日まで自宅に保管しなければならなくなり、結果としては次の収集日より多くのごみを運ぶこととなります。

そこで、資源ごみについては決められた曜日ではなく、ご家庭で一定量たまったときに資源ごみを持ち込むことができるステーションの設置を検討できないでしょうかという声が圧倒的に多いので、今回質問させていただくことになりました。

金沢市でも公共のごみ処理施設に資源搬入コーナーを設置し、指定日以外でも資源ごみは自由に搬入できる体制を整えておられます。また民間のスーパーにおいても店頭わきに資源ごみを搬入できるコーナーを設けるなど、利用者の利便性の向上を図っておられます。

このような資源ごみステーションの常設は、町民の利便性の向上もさることながら、リサイクルの向上に資することができ、限りある資源の有効活用につながると思っておりますが、いかがでございましょうか。お聞かせ願いたいと思いません。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの酒元議員のご質問に答弁させていただきますが、能登町で排出します資源ごみ等の一般廃棄物は、委託収集、個人持ち込み、そして許可業者による運搬により奥能登クリーンセンターへ運搬しまして、RDF化施設及びリサイクルプラザで中間処理を行っております。粗大ごみ以外はステーション方式で委託業者が収集しておりまして、ごみ排出量をもとに可燃ごみを週2回、それ以外の資源ごみ等は月1回から2回として11品目の分別収集を行っており、委託収集業者の空き曜日がない状態となっております。

曜日や時間に関係なく自由に利用できる新たなごみステーションを設置すればということなんですが、分別収集に関係なくあらゆるものが搬入されるおそれもありますし、ひいては不法投棄の場所となることも考えられます。奥能登クリーンセンターでは、日曜日や年末年始を除いて町民の方が持ち込んだ可燃ごみや資源ごみを随時受け入れしておりますので、たくさんある場合や、あるいは出し忘れのときには資源ごみは100キロまで100円となりますが、直接搬入してご利用いただければというふうに思っております。

また、当町の民間業者によりまして段ボール、古紙、空き缶や鉄くずの資源化処理も行っておりますので、そういった民間業者をご利用されてはいかがでしょうかというふうに思っております。

議長（宮田勝三）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

今までごみの分別がよくできて上手に出しておられた方々でも、やはり年齢を重ねるごとに動きづらく、そして考えも鈍くて、一つの袋にいっぱいいろいろなものが入ったままステーションに置かれて、それを収集車が持って行ってくださらないのは当たり前でしょうけれども、その後、残された品物を地区の近所のお母さんたちが、おばあちゃんたちが寄り集まってきれいに分別をして処理をしてくださっていたそうではありますが、その方々も高齢化してなかなか出てきてくださらないということで、今度は地域のお父さんたちがお宮さんの集まりとかいろいろな集まりの会を利用して、心ある人が集まってその分別をし、さらに、そのごみを自宅へ持ち帰りまして自宅のごみと一緒に出してくださるそうでございます。

町長は、ごみを出したことはないでしょうが、やはりこれも大変出す日を間違えたり、その日にうっかりしていたり、ちょっと体の都合が悪くて出せなかったり、こういう悪条件がいっぱい重なってきますと、今度若い人たちが帰ってきた折にそのごみを見てびっくりして、どこか入れるところがあたら子供たちにお願ひできるんだがなという、そういう声が最近至るところにあるんです。どこへ行っても、私やっぱりごみの係かなと思うほど言われますので、これは簡単な問題でありましようけれども、生きていく上ではごみは切り離せない大切な生活の一部でありますので、民間の方に依頼するのもいいかとは思いますが、やはり優しい癒やしも何ですけれども、そうした面を考えていただきたいなと強く思うわけでございます。どうぞよく考えていただきたいと思ひます。

それでも町としてお考えになることはできませんか。もう一度お願いいたします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

やはり先ほど申し上げたように、そういった曜日関係なくステーションを起きますと、やはりそこが不法投棄の温床になりかねないということがありますので、ぜひ住民の皆様には奥能登クリーンセンターで日曜、年末年始以外開いておりますので、資源ごみですと100キロまでが100円という格安料金で引き受けますので、そちらのほうへお持ち込みいただければなというふうに考えておりますので、今のところ新たなごみステーションを設置するということはありません。

議長（宮田勝三）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

それでは、不法投棄の原因になるとおっしゃられますけれども、ほかの町村にもやっぱりいろんなそういう問題が起きていると思います。ですが何らかの対策を講じて備えられているものと思いますので、どうぞそういうことをおっしゃらないで、ぜひお考えいただきたいと思います。

それでは次の質問に入らせていただきます。

公共施設における多様な利用者に配慮したトイレの整備方針についてお伺いしたいと思います。

公民館や集会所、この公共施設における洋式トイレの普及についてですが、多くの高齢者からこれもまた和式のトイレでは用を足すのが困難であり、洋式トイレにかえていただけないものかという声もたくさん届いております。また手すりも欲しいということで、特に公民館、集会所は自治体活動で利用されているのを初め、地域コミュニティの場、言いかえれば地域のつながりを育む大切な拠点でございます。災害時においても避難場所として利用されるなど重要な施設であります。また、バリアフリー等の制定に伴い、高齢者、障害者等の社会参画を促進する上で公共施設での多機能便房の設置が進められてきたところでもあります。

このようなことから、町内の公共施設、公民館、集会所のトイレの整備について、その現状と今後の対応についてお伺いいたします。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成18年12月に施行されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律では、高齢者、障害者の方々が自立した日常生活を送るため道路や公園、公共施設、交通機関の車両などといった施設の利便性及び安全性の向上を図ることで福祉の増進に資することとしております。

その基準の中で、公共の建築物にはトイレの一部に車椅子用のトイレを設けることなどの努力義務が設けられております。近年の公共施設のトイレは、ユニバーサルデザインでの整備が浸透してきておりまして、誰もが利用しやすく、わかりやすく安心感のあるトイレが理想的だと思っております。

現在、各庁舎のトイレはそれぞれ建築時のまま和式便座が多く、狭くて段差があることから、高齢者や障害者だけではなく健常者や乳幼児連れの方などにとっても利用しやすい状況とは言えないというふうに思っております。こうしたことから、町としましても庁舎の耐震化など大規模な改修をする場合には、スペースの確保等の問題もありますが、できるだけこの基準に沿う形で整備してまいりたいと考えております。

また、公民館や集会所などについても近年、高齢化が進展するにつれて膝や腰などへの負担が少ない洋式に改修してほしいとの要望がふえてきております。こうした洋式便座のニーズの高まりを受けまして、集会所のトイレにつきましては来年度から洋式便座に改修する際の費用の一部助成を行っていくこととしておりますし、公民館につきましても順次洋式トイレへの改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（宮田勝三）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

今、車椅子の入るトイレをお考えになってくださるという、それは大変結構やと思います。早急に、公民館ですが、診療所として今使われている公民館もあります。なかなかトイレが自由にならないものですから困っておられる方が非常に多くて、私お聞きしたいのは、今まではその地区なりに直してくださいというお考えやったと思います。けど最近では、お願いすれば直していただくと。こうして今町長さんおっしゃられたようにやったださるという、そういう考えができていたならば、築年数に応じて順次、お願いしなくてもわかるはずなんですけれども。その順番に直していただくならば非常にありがたい。何と町長は気のきいた人やらということにつながると思います。

皆さん、反対する人はいないと思うんです。私たち健常者であっても、やはり洋式を選びます。これは町長、話しして申しわけないんですが、みずから介護したこともおありでしょうか。介護したとき、された人もする人も本当に困

るんです。手すりがない、段差がある、狭い、和式であると。本当に痛切な問題です。早急に取りかかっていただきたいと私自身が思います。

年寄りの方、どんだけお願いしているかわかりません。願っているかわかりません。この際です。町長、よろしく願いいたします。安全・安心を与えてください。私たちも能登町の町民です。順番に建築順に、築順に、ちゃんとわかるはずです。どこの集落がいつ建ったかということ。本当に真剣にお考えになって、どうかこの問題を解消していただきたい。よろしく願いいたします。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

私のほうからは、集会所のトイレの現状と、それから今後の整備の方針について若干お話をしたいと思います。

集会所のトイレの現状についてですけれども、現在町が管理している集会所は全部で49カ所ございます。その中で洋式の便座が設置されている集会所は20カ所であります。これはどうしても築年数が新しいものについては既に洋式化になっていると思いますけれども、まだ洋式化がされていない集会所については、先ほど町長も答弁いたしました。25年度から順次、洋式化に向けて助成をしていくということにしておりまして、これについては集会所の利用頻度もそれほど高くないということや、既に地元で自主的に洋式化をしてしまった集会所もあるというふうなことも考え合わせて、トイレの改修に当たっては洋便器と、それから便座、そういったものの購入費について助成をしたいということで、改修の工事費については地域のほうで負担をお願いしたいというふうに現在考えております。

以上です。

議長（宮田勝三）

教育委員会事務局長 小坂智君。

教育委員会事務局長（小坂智）

教育委員会事務局からは、公民館などの施設の対策状況について申し上げます。

まず公民館の洋式トイレの設置状況であります。15公民館あるうち共用を含め男性、女性ともに設置されているのは8公民館、女性用のみ設置されている公民館が3公民館、洋式トイレ設置なしが4公民館でありました。いわゆ

る車椅子などで利用できる多機能なトイレの設置は現在のところございません。

今後の公民館の施設については、今ほどありましたが築年数やその使用の状況を踏まえて、25年度より順次洋式トイレの設置を引き続き進めてまいります。それから、手すりや段差等の解消についてもあわせて努めてまいりたいと考えております。

それからその他の管理する施設として、柳田教養文化館、それから満天星、縄文館がありますが、この3施設につきましてはいずれも車椅子対応のトイレが設置されております。

以上でございます。

議長（宮田勝三）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

いろいろお聞かせいただきましたけれども、やはりどの補助を使ってもいい、持ってきてもらって集会所なり公民館を地区の負担がないほどにさせていただきたい。なぜならば、避難場所としてこれから活用しなければならない。利用しなければならない。また、診療所として利用しなければならない。そういう大事な大事なコミュニケーションの場でもあります。

余り真面目なことばかり言うても何でしょうけれども、いろいろ町長の配慮でどうにでもなるのではないかと私思うわけですが、今返事をいただくことも難しいと思いますので、これから先、どうか念頭に置いていただきまして、一日も早く取りかかっているいただきますことを願ひまして、今回の質問を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（宮田勝三）

答弁漏れございませんか。

5番（酒元法子）

同じ答弁やと思いますので。ありがとうございました。

議長（宮田勝三）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

それでは、いよいよ最後になりましたので、ひとつ元気よくやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

私は通告には旧能都中学校跡地の利用とソーラー発電事業についてと、こういって通告をいたしまして、その質問要旨はお手元の要旨からいいますと4点丸ついておりますが、グラウンドというのは行政財産か普通財産か。そして、グラウンド貸し付けをすることについて公募をしておらないようだがその理由は何か。それと、地元企業または町独自でこのソーラー事業というものは検討しなかったのかどうか。そしてもう1点は、入札をしなくてもよかったのかどうか。こういう観点からお尋ねをしたいと思っております。

それでは、先月、2月14日でございましたが、能登町と重光商事との間で大規模太陽光発電所を能都中グラウンドにて設置することで合意して、調印式が行われたという報道がございました。この太陽光発電に関してただしたいと思います。

この発電は最大出力1,000キロワットで、この北陸でも年間100万キロワット以上の発電が行われる。そして金額にすると4,000万円を優に超えるというような売電収入が見込まれるというものであり、これが今後20年間そのままいきますと8億以上の売電収入が見込まれる。こういう大きな事業となるものでございます。

このように莫大な収益が予想できる。こういう事業に対しまして、それも民間企業にそれを任せる、やらせるということは、どのような手順、手続でもって、しかも公有地を貸すことになったのか、できたのか。その経緯についてまず説明をお願いしたい。

また、公有地と一口に言いましても行政財産と普通財産があります。行政財産は貸したり売ったりは原則できないということですが、この中学校のグラウンドは一体どうなんでしょうか。普通財産となっているんでしょうか。なつたとすれば、いつどのような理由と手続を経て普通財産に切りかえたのか、これをご説明いただきたい。

1月だったと思いますが、全員協議会におきまして、この太陽光発電のご説明がございましたが、私はこんなリスクが少なく、リスクが少ないということは国が保証して、20年間42円ですよという保証をして、そして事業ができる。こういうリスクのない大きな収益が見込めるような事業でありますから、これは町外の事業者ではなく、むしろ町の公社など町の関連団体がやるべきではないかなと、こういうふう指摘したことは記憶されていると思いますが、その件についてどのように検討されたのか。検討しなかったのか。このお答えをいただきたいなというふうに思います。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず答弁の順番違うかもしれませんが、グラウンドは行政財産か普通財産かということなのですが、公有財産というのは、公用及び公共用として使用することを目的とした行政財産とそれ以外の普通財産というふうに分類されます。ご質問の旧能都中学校グラウンドは、昨年9月の能都中学校の移転に伴いまして行政財産から普通財産に分類換えしております。

また、町有地の貸し付けにつきましては通常、借り受け希望者からの申請によりまして、町が利用目的などその内容を精査した上で貸し付けており、公募というのは行っておりません。

今回の事案に関しましても、旧グラウンドの利用について町としての具体的な利用計画が定まっていない状況の中で太陽光発電施設の提案をいただいたもので、東日本大震災における福島第一原発の事故以来、注目を集める再生可能な自然エネルギーの活用によりましてCO₂削減や環境の負荷が軽減されるなど、町が第1次総合計画に定めております循環型社会の構築による豊かな自然を守り生かすまちづくりの推進につながるものでありまして、また遊休財産の有効活用ができることということで総合的に判断し、契約に至ったものであります。

また地元企業あるいは町独自でというようなお話もありましたが、昨年8月に地元企業からも太陽光発電用の土地の賃貸について相談を受けておりました。そして幾つかの町有地を見ていただいたことがあります。その後、保留となっております。今回の事案に対しまして、私自身も地元企業が最優先と考えましたのでその意向を確認しましたところ、土地の形状や広さなどで条件が合わないのことで辞退するとのことでありました。また、県内のほかの企業からも昨年10月に相談がありましたが、賃貸料など条件が合わないとのことで、こちらも辞退されております。

また、町でということなのですが、町が実施する場合には設置に係る事業費について国、県の補助事業や起債事業もしくは町単独事業となりますが、大きな事業費が必要ですから補助事業や起債事業に頼らざるを得ないというふうに思います。起債事業には太陽光などの自然エネルギーの活用と啓蒙を進めるため、例えば庁舎や学校などの公共施設に設置することは可能ですが、それを売電を目的とするものは不可となっております。

また、ふれあい公社に関しましては、公社は現在、株式会社となっておりますが、会社設立に当たりその組織や事業の目的、運営方法など会社としての基

本的な規則となります定款を定めておりますが、太陽光発電はこの定款に定める事業目的にそぐわないものでありますし、また公社自身も資金的な余裕もないということで、実施できないものと考えております。

いずれにしてもこういった新しい取り組みに関しましては、地域の活性化を図る上からも民間活力の参入がふさわしいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

それから経緯ということでお伺いされておりましたけれども、これにつきまして、重光商事株式会社が参入となった経緯ですが、旧能都中学校グラウンドのメガ発電の設置は、国の再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法による電気の固定価格買い取り制度の制定以降、何件か相談、今町長が申しあげましたけれども相談を受けております。

そこで、重光商事株式会社は太陽光発電部門を新たに設けまして、県内に七見地内を初め4カ所で太陽光発電所の売電開始及び計画が進められておりました。11月中旬ですが、七見地内の太陽光発電事業所の内容を私が電話でお聞きしましたところ、今後も4カ所から5カ所、新たに探しているもので、能都中学校のグラウンドの遊休地について、これを依頼を受けました。それをもって町長にも相談しまして、12月最終日の全員協議会において大筋の概要、意向をお伝えしました。それで1月の全員協議会において詳細について説明いたしまして、2月14日に土地の賃貸借の契約に至ったわけでございます。

以上でございます。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

おおよその経緯はわかりましたけれども、電力料金の中に再生可能エネルギー発電促進賦課金というものがあるんですが、ご存じですか。谷内課長。

どなたでもいいですよ。

議長（宮田勝三）

環境対策課長 谷内裕幸君。

環境対策課長（谷内裕幸）

太陽光の発電の賦課金でございますけれども、平成22年度から賦課金が開始されまして、これにつきまして電力を使用するものについて1キロワット当たり今1銭が4銭までになっております。それに基づいて使用料に加算されます。

これにつきまして、1キロワット当たり1銭が4銭に変わったものでございます。

以上です。

15番（鶴野幸一郎）

そういう細かい話じゃなくて、要するに太陽光発電を売電して買い取るわけですね、電力会社が。そうしますと高買いするわけですね。普通、電力会社は私ども家庭に対しては18円から22円の間で料金を徴収するわけですが、売電の電力は何と42円ですから高買いするわけです。これじゃ電力会社はもちませんので、いわゆる国民お一人お一人、町民お一人お一人の懐から電力料金とは別に、別枠でいただきたいと。その損した分をいただきたいと。こういう仕組みがいわゆる再生エネルギー発電賦課金というやつで、私どももさっき言いました20年ですか22年でしたか、毎月取られておるわけですね。毎月またこつこつと上がってきております。去年あたりから見ると10倍近く値上がりして、去年の賦課金の10倍ぐらい取られているわけです。これは要するに再生エネルギーの賦課金という、太陽光の賦課金ということですね。町民に全部その負担がいつている。国民に負担がいつている。こういうことになるわけです。これが一つ押さえておかないかんことですね。

そうしますと、太陽光発電事業を民間企業が行うということになれば、電力会社が買い取った分の差額、いわゆる負担になっている部分、これが私たち町民の懐から持っていかれることになるわけですね。誰が損するのか。金額的な話を言っているんですよ。エネルギーがきれいだとか汚い話じゃなくて、金額的にいいますと私たち一人一人の懐からそのお金は持っていかれてしまうわけなんです。こういう仕組みにあるということをもまずきちっと押さえた上で、私はこの議論に入っていきたい、こういうふうに思っております。

先ほど冒頭に申し上げましたように、この会社が発電する電気料金、売電料金はおよそ4,000万になるであろうと。年間4,000万になる。ところが原価計算していきますと電力会社はせいぜいが2,000万までなら引き受けたいけれども、あとの2,000万はこれは大変じゃと、こういうことなんです。それはそうすると町民の皆さんの懐からお願いしますよというのがこ

の賦課金ということなんです。

したがって、喜んではおられない。この発電が9月に開始されると同時に翌月から私たちの電気料はぼっこぼっこと上がってくるわけです。ほかの地域でも同じですね。その地域でできたものはその地域に負担が来るとは限りませんけれども、北陸電力管内でみんな均等割りされてくるらしいんです。

いずれにしても、この発電がふえればふえるほど、いわゆる国民の電気料金負担というものはふえてきますよというのがこの太陽光発電、今のシステムなんです。

それがこの前の新聞にも書かれておりました。太陽光の買い取り制度では、電力会社が買い取った費用が電気料金に上乗せされるため、買い取りがふえれば一般家庭や企業の負担が増すと。制度を導入した欧州では困っている。これが現実なんです。それは空気がきれいになるとか何とかそういう話はまた別問題で、金額的な話をいうとそういうことだということですね。

こういうことはやはり町民にきちっと説明する必要がある。しかも町民の公共用地、グラウンドであろうが学校であろうが公民館であろうがこれは公共用地ですね。これを貸して、そして負担も皆さん負担してくださいよと。さっき町長がその貸し賃が入るからちょっこり遊ばせておくよりもいいじゃないかと、こういうお話でしたけれども、何とその貸し賃は町民が払っておることになるわけです。回った理屈で言うとなんかそういうことになってくるわけですね。

したがって、私はここでちょっと提案しておきたいんですが、さっき公社云々という話ありましたがけれども、後で考えたら公社じゃなくて社会福祉法人、社会福祉協議会、ここもいろんな事業をやっております。ここでやるか、もしくはそこにいわゆる運営委託をするという手もあるわけです。そうすればそれは全額、社会福祉法人というのは無税ですから、全部福祉の事業費にそれを充てることができる。

今、社会福祉協議会で一生懸命に寄附が皆さん行われております。毎年お葬式が終わったら10万とか寄附あります。それからボランティアの作業をして、そしてチャリティをやって寄附をしました。この総額が、一生懸命にやっておられるわけですが七、八百万。それから会費で、皆さんの、私達も会費納める。会費収入は大体290万から300万。合わせて1,000万ぐらいです。これで大体事業をやっているわけですね、現在。そのほかにも収入ありますけれども、基本的な事業収入というのはそういうことなんです。

この売電収入があれば、約2,000万ぐらいの収益が上がってくる。私の下手な算数で、数学か計算しましたら大体2,000万ぐらいは年間ある。借り入れを起こしても。それから、今の地代を町に払ってもそのくらいはある。それを20年間ずっと2,000万を社会福祉事業に充てていけば、本当に町

民の皆さん喜びますよ。たとえ電気料金の上に何百円か上乘せされても、そんなのへとも思わん。町のために使っているということであれば、町民の皆さんは本当に納得されるわけです。

ところが、どこか金沢へ持っていった。そして土地の借り賃も私たちは払わされておると。これじゃ合わん。町民は怒りますよ、本当に。だから真剣に考えていただきたいなど。立ちどまって、もう判こ押してサインしてよかったと思っていらっしゃるか知りませんが、これはやはり町長、あなたの今後の4年間、それから20年間貸すんですから20年先までたたりますよ、本当に。

これが一つです。どうですか、町長。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員のおっしゃる再生エネルギーの賦課金なんですが、これは今回の事業とは全く関係ないことだと私は思います。これは国民全体で原子力にかわるための自然エネルギーを普及しようという国策ですので、それが能登町がどうのこの、町民がどうのこのということが筋違いかなというふうに私は思います。

ただ、社会福祉協議会にしましても、あれはあくまでもこういった慈善事業的なことをやる団体ですので、そういった資金あるいは技術、経験も全くない団体ですので、そういった太陽光発電に関する事業に乗り込むだけのものではないというふうに私は思います。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

だから回り回って私たちの懐から全部出ていくんだということを言っておるんですよ。直接それを分割して皆さんというわけじゃないけれども、しかし回り回って私たちの懐から全部出ていくんですよ。そういう再生エネルギーに対する賦課金という形で出ているんですよということを言うんです。

そして社会福祉協議会ができないとか技術がないとかノウハウがないとか、そういうことはないですよ。社会福祉協議会というのはいろんな事業をやっているわけです。介護からデイサービス、ホームヘルプ、高齢者福祉、障害者福祉、配食サービス、学童保育、幼児のおむつ配ったり、いろんなことを事業化して、町の委託を受けていろんなことをやっている団体。そしてそこから集め

た資金でもって町民に奉仕している。こういう団体なんですから、再生エネルギー、きれいなエネルギーで出てきた、何かそこで工事せよと言っているんじゃないんですよ。工事は一つも要らない。でき上がった施設の運営だけ、資金管理だけしておればいい。そんなことノウハウも何もない。できるはずですよ。

それはそれとして、次、時間がだんだんあれですから。

学校跡地は行政財産か普通財産か、こういうことなんですが、先ほど申しましたように手続は廃校と同時に行ったと、こう言われておりますね。当然、行政財産のままではできないわけですから、普通財産に転換する必要があります。

きちっと転換が行われたのか。どういう手続でもって行ったのか。この説明をまずお願いいたします。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

行政財産から普通財産への分類換えでありますけれども、これにつきましては能登町の財務規則に規定をされておまして、分類換えをする場合においては所管の課長から監理課のほうに協議をするということになっておまして、これについては教育財産ということで教育委員会の所管でありますけれども、教育委員会のほうで、もちろん県の教育委員会等との協議を経た上で私どものほうに分類換えがされたものというふうに考えております。

以上です。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

監理課長、用途廃止は教育委員会から回ってきたという話なんですが、廃止の決議書というものがあるんですね。これは町長決裁を受けなきゃいけない。ちゃんと決議書、決裁を受けたわけですね、そうすると。そして財産台帳にきちっと記載されているはずですが、その台帳記載もありますね。後で見せてくださいね。泥縄的にやった仕事じゃないでしょうね。

ただ私もう一つ、普通財産であろうが、あるいは行政であろうが、あの中学校の高台というものは普通財産に用途換えするような、そういういいかげんな土地ではないというふうに思っているわけです。普通財産というのは、大体どういうことかということ、雑種地あるいは森林、原野、沼、池、河岸地——川岸

ですね。あるいは宅地も入るかもしれません。こういうのを称して普通は普通財産と、こう言うんですね。

あのグラウンド、あるいは学校の跡地、そういうたぐいのものではないというふうに私は認識しております。雑種地ではない。また当然、宅地にはなっていない。したがって、本来は用途変更するようなそういう土地ではないはず。

もう1点、宇出津は今騒がれております津波が起きたときにどうなるか。こういう訓練を去年も行ったかどうか知りません。津波訓練、あるいは津波が起きたときにどう対処するか。毎年これは日常的に真剣に考えなければいけない問題なんです。例えば三波地区なら三波の小学校がある。真脇、高倉は高倉小学校があるとか、そこへ行けばいいとか、あるいはそこであいておりますから当分の間、仮設住居となる。ところが宇出津で何百世帯ぐらいどんとやられてしまうと、本当に仮設住宅をつくる場所もない。学校といたってほんの一時期。子供の教育を犠牲にするわけにはいかないわけで。

そうすると、あの中学校というのはそういう意味でも非常に大事な用地です。私は大事なあれは行政用地であるというふうに、公共用地であるというふうに認識しておるわけで、それをどうでもいいような雑種地に用地変更してまで貸すべきところではないというふうに私は思います。それがこの宇出津地区の住民の思いでもある。みんな中学校までどうやって逃げるか、こうやっております。宇出津の人が行ったら太陽光でぴかっと。これでは電気はちょっこりつくかもしれんけれども、そこで生活をしなきゃならんということで、果たしてそういうことで本当にいいのかなと、こう思いますが、泥縄式に無理やり用途変更したような気がします。どうでしょうか。

議長（宮田勝三）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

旧グラウンドに関しましては、全く行政としての利用計画がなかった遊休地ということで、しかも普通財産ということで今回の事業に踏み切ったということでご理解いただきたいと思っておりますし、また校舎の跡地なんかはそういった津波の避難、一時避難の場所だというふうに考えております。

議員おっしゃるような仮設住宅というのは、合併したおかげで、柳田地区が津波の被害は受けませんので、そちらに仮設住宅を建てれば十分町民の方には生活していただけると思っておりますし、宇出津だから宇出津の近くに仮設住宅、そういうのはならないのではないかとこのように思います。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

本当に宇出津の人に聞いてください。そんな遠いところへ行きたくない。みんなそうです。近くに行きたいんですよ。それから近くにおりたい。せいぜい高台です。みんな高台。柳田へ行って住めとか、そんないいかげんなことを言っちゃ困ります。

それから一番問題は、発電のために公募を行ったのかどうかという問題。これが一番のポイントなんです。一番大事なところ。入札も行わない、話し合いですね。申し込みしたけれども家賃がどうですか、いやそれは高いとか、こんなおかしい入札、入札じゃない。そんな話し合いっておかしいでしょう。それが可能なら、あらゆる事業は全部話し合いでやればいい。あんた幾らで何とかの企業、この建物は幾らでつくってくれますか。それは高い、じゃこっちの人はどうですか。いやそれはどうやとか。そんな話し合いで決めるべきものですか。絶対おかしいですね。何か地元の企業からも話があった。高かったからやめたとか、どこやらからもあったけれどもそれもやめたとか。何か私、腑に落ちたんですね、そういうやり方は。

町長、何かこの会社、重光商事ですか、社長さんは格根塔娜という女性の社長ですね。町長、女性に優しいのか弱いのか知りませんが、テニス女子プロのときは姫の土地をプレゼントするとか、今度も女性の社長さんですけども、どうも優し過ぎるんじゃないですかね。あんたならちょっこり高くしてもいいわとか安くてもいいわとか、そういうことで決めとるみたいないいかげんなふうに私は映るんですが、どうなんでしょうか。

議長（宮田勝三）

監理課長 大門康博君。

監理課長（大門康博）

土地の貸し付けに当たって公募をしなかったのはなぜかというご質問でありますけれども、公募といいますのは広く一般から募集をするということでありまして、土地の貸し付けについては、町長の答弁にもありましたとおり借り受けを希望する者からの申請といいますか申し込みによって貸し付けを行っているのが現在の状況であります。

そうした中で公募を行う場合には、その土地の用途でありますとか利用の形

態とかそういったものを町で決めた上で希望者を募るという形がいわゆる公募かなというふうに思いますけれども、今回のグラウンドの跡地につきましては、町で具体的なそういった用途が決められていなかった状況の中で、申請者の内容が町にとって有益だったというふうに判断をしたものでありまして、この機会を逃しますと未利用地のまま遊休化していく可能性もあったというふうに私どもは考えております。そうなりますと町にとっても極めて不利益なことだろうということで、総合的に判断をさせていただいたものであります。

以上です。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

何かよくわかったようなわからんような回答ですけれども、要するに来た者順に貸すという話ですね。ちゃんといい計画であったから飛びついたという話でしたね。違いますか。そんなみたいに聞こえましたね。いい計画を持ってきたもんで飛びついたと。そんなことしていいんですか、町や県や国が。おかしいですよ。飛びつくという話じゃない。カエルじゃあるまいし。

法的な話でいきますと、大蔵省の管財局局長通達というものが出ておりまして、貸し付け相手方の選定。貸し付ける場合でも公共が公共のものに貸す、これは問題ないんです。何の制約もないと思います。ところが営利事業を伴う民間人に町や県や国が貸すということは原則できないんですよ。やっちゃいけないこと。営利を伴うものについては。これ常識なんです。法律も何もない、常識の話なんですよ。

この法令、さっきの通達、大蔵省からの通達なんですけど、難しいのはやめて会計法上の定めるところにより原則として一般競争入札により選定すると。原則は。じゃ原則じゃないことはあるのかというと、随意契約が認められている場合は予定価格が少額、30万円ぐらい、あるいは公共用または公用、公益事業の用に供する場合、いわゆる相手も公の場合。こういうときは一般競争じゃない。当たり前ですね。どうぞということになる。

今の場合は、明らかに営利を伴う民間人、民間企業です。これに対して話し合いで土地を、膨大な土地です。2万1,000平米とあります。何坪ですか。何千坪ですね。こういうものをはいはい、飛びついたというようなことになったとしたら大変なことですね。私は、もしそういうことで決定されていたとすれば、もっと厳密に調べなければいけないんですが、この調印は無効であると、こんなふうに言いたいですね。

時間がなくなりましたので。

議長（宮田勝三）

副町長 田下一幸君。

副町長（田下一幸）

今の質問を聞いていますと、さも普通財産について民間企業に貸してはならないというふうに聞こえますけれども、それは間違いです。地方自治法の趣旨は、正当な対価とか正当な貸付料がなくしてという前提の条件がつきますので、そういうことは今回一切そのことには該当しませんので、それは町の執行の範囲内でできることでありますので、決して皆さんの権利を侵害したものではありませんと解しております。

議長（宮田勝三）

15番 鶴野幸一郎君。

あらかじめ申し上げておきます。持ち時間は40分でございますので遵守願いたいと思います。これを最後にしていただきたいと思います。

15番（鶴野幸一郎）

詭弁みたいことをおっしゃっているからちょっと一言。普通財産の処分の場合でもきちっとルールがあるんです。してはならんということはない。これは間違いはない。けどもさっき言ったように雑種地とかいろんなもの、さっき森林とかありました。だからそれはしてもいいんですが、ただ一つ原則は、経済的価値の発揮を目的とするものであって、それをすることによって経済的に非常に大きな貢献をすると。間接的には町の行政あるいは町民にとって大いに貢献するためにそれは処分できるということが明らかな場合のみ、これは認められております。

そうであるかどうか、もっと検討する余地は、調べてみる余地はあるということをおし上げてまして、質問を終わります。

議長（宮田勝三）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここでしばらく休憩いたします。
議員の方々には、追加議案日程案を配付しますので、自席でしばらく休憩願います。(午後2時05分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に続き、会議を開きます。(午後2時06分再開)

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす3月12日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題にすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（宮田勝三）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす3月12日を休会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

したがって、あす3月12日は休会とすることに決定いたしました。

次の議会は、3月13日午後1時30分から本議場で開会いたします。

散 会

議長（宮田勝三）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後2時08分）

開議（午後 1 時 3 0 分）

開 議

議長（宮田勝三）

ただいまの、出席議員数は、地方自治法第 1 1 3 条に規定する定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで暫く休憩いたします。（午後 1 時 3 1 分）

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を続けます。（午後 2 時 5 分）

議案等上程

議案第 1 号から議案第 5 2 号

請願第 1 号、請願第 5 号（継続審査分）

議長（宮田勝三）

日程第 1 議案第 1 号「平成 2 5 年度能登町一般会計予算」から日程第 2 6 議案第 2 6 号「平成 2 4 年度能登町病院事業会計補正予算」までの 2 6 件及び日程第 2 7 議案第 2 7 号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」から日程第 5 2 議案第 5 2 号「公の施設の指定管理者の指定について」までの 2 6 件並びに日程第 5 3 請願第 1 号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設設備について」から日程第 5 4 継続審査分、請願第 5 号「文化施設の整備促進について」までの 2 件。併せて 5 4 件を一括議題といたします。

常任委員長報告

議長（宮田勝三）

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 奥成壮三郎君。

総務常任委員長（奥成壮三郎）

総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号「平成25年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出」

議案第2号「平成25年度能登町有線放送特別会計予算」

議案第15号「平成24年度能登町有線放送特別会計補正予算（第2号）」

議案第27号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「職員定数条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第31号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第32号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町情報ネットワークセンター条例の全部を改正する条例について」

議案第48号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

議案第52号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上13件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第14号「平成24年度能登町一般会計補正予算（第5号）歳入及び所管歳出」の1件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

次に教育民生常任委員長 市濱等君。

教育民生常任委員長（市濱等）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号「平成25年度能登町一般会計予算所管歳出」

議案第 3 号「平成 2 5 年度能登町国民健康保険特別会計予算」
議案第 4 号「平成 2 5 年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」
議案第 5 号「平成 2 5 年度能登町介護保険特別会計予算」
議案第 1 3 号「平成 2 5 年度能登町病院事業会計予算」
議案第 1 4 号「平成 2 4 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）所管歳出」
議案第 1 6 号「平成 2 4 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」
議案第 1 7 号「平成 2 4 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」
議案第 1 8 号「平成 2 4 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」
議案第 2 6 号「平成 2 4 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）」
議案第 3 4 号「能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及び能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 3 5 号「能登町環境美化に関する条例の制定について」
議案第 3 6 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 3 7 号「能登町火葬場条例の一部を改正する条例について」
議案第 3 8 号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について」

以上 1 5 件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に平成 2 4 年第 4 回定例会から継続審査となっております

請願第 5 号「文化施設の整備促進について」は、6 月に提出、9 月に取り下げた後、標題と要旨を変更して 1 2 月定例会に提出されたという経過のもと、1 2 月定例会では継続審査としておりました。閉会中の 1 月に委員会を開催し請願者を参考人招致し請願の願意を確認した上で審査・検討した結果、内浦第 2 体育館に更衣室及び舞台機能を追加充実させたいと、展示パネルとフロアシートを充足すれば請願者の願意は実現可能との結論にいたり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

次に産業建設常任委員長 小路政敏君。

産業建設常任委員長（小路政敏）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 1 号「平成 2 5 年度能登町一般会計予算所管歳出」

議案第6号「平成25年度能登町観光施設特別会計予算」
議案第7号「平成25年度能登町公共下水道事業特別会計予算」
議案第8号「平成25年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」
議案第9号「平成25年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」
議案第10号「平成25年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」
議案第11号「平成25年度能登町簡易水道特別会計予算」
議案第12号「平成25年度能登町水道事業会計予算」
議案第19号「平成24年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」
議案第20号「平成24年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」
議案第21号「平成24年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」
議案第22号「平成24年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」
議案第23号「平成24年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」
議案第24号「平成24年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」
議案第25号「平成24年度能登町水道事業会計補正予算（第3号）」
議案第39号「能登町社会環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第40号「能登町道路構造基準等を定める条例の制定について」
議案第41号「能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」
議案第42号「能登町都市公園条例の一部を改正する条例について」
議案第43号「能登町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」
議案第44号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」
議案第45号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」
議案第46号「能登町水道法施行条例の制定について」
議案第47号「「請負契約の締結について（平成24年度農業集落排水事業柳田右岸処理区処理場機能強化(防食被覆)工事）」に係る議決の一部変更について」
議案第50号「町道路線の認定について」
議案第51号「町道路線の変更について」

以上26件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第14号「平成24年度能登町一般会計補正予算（第5号）所管歳出」につきましましては、議会運営委員会から提案のありました「教育民生常任委員会」

との連合審査会の開催について、当委員会に諮り協議検討したところ、賛成少数であったため当委員会単独で審査することとし教育民生常任委員会に対し能登町議会会議規則第71条の規定に基づく開催申し入れをしないことと決定いたしました。

また、審査経過については、当議案中、8款土木費5項都市計画費における都市環境整備事業について、より充実した大規模な施設とすべきという意見がだされ慎重に審議した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に請願第1号「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設設備については、今後も調査が必要であると判断し、継続審査といたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（宮田勝三）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（宮田勝三）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「はい」と議長を呼ぶ声あり）

議長（宮田勝三）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

議案第14号平成24年度の補正予算についての委員長報告は可決でした。質疑をしようかと思ったのですが、委員長の方から説明があったので質疑を省いて反対討論をしたいと思います。

この議案に対して、設計費工事費等々で5億9000万円をかけて作るものが果たして町民の福祉につながるのか。特に図書館を作りたいという部分がかなり大きなウェイトを占めていたと思うんですが、ここで反対討論の際に自分の意見を言わねばならないというふうに思っていますので、自分が考えているのは図書館であれば学校で空き教室及び長い一棟がたくさんあります。そこに共存する図書館があってもいいと思います。それからホールに関しては320席。おそらく今の能都庁舎の共同福祉会館部分の4階ホールの大きさとさして変わらないであろうし、また、5億9000万円の中に音響等に関しての配備がされるとも聞いておりません。その意味ではホールとしても非常に要件を満たさないホールでしかないのではないかと。そして、図書館についても図書司書のいない段階で次年度の予算の中にも図書の整理に2名の予算があがっていますが、もっとしっかりした図書館の運営をすべきであろうと思います。ましてやかつての「ぽっぽ屋」の物販。これに関しても中途半端なものになるような気がします。そういうことでもう少しあそこを有効なそして効果ある町民の福祉に役立てるべきだというふうに思っています。まちづくり交付金の時間がないという話でありましたが、これはとっかかりが遅いというふうに私は受け止めています。以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

議長（宮田勝三）

次に原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

私は所管の責任者として賛成。皆さん私たちの常任委員会の中で、今の社会情勢それから地域の現状、その辺とか総合的なところで各委員は一人を除き賛成されたものだと思っています。中のごちゃごちゃとしたところは色々ありますけれども、そういう中で皆さんは賛成されたものと思いますので代弁します。以上終わります。

議長（宮田勝三）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

議長（宮田勝三）

これで討論を終わります。

採 決

議長（宮田勝三）

これから、採決いたします。

お諮りします。

議案第1号「平成25年度能登町一般会計予算」

議案第2号「平成25年度能登町有線放送特別会計予算」

議案第3号「平成25年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第4号「平成25年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第5号「平成25年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第6号「平成25年度能登町観光施設特別会計予算」

議案第7号「平成25年度能登町公共下水道事業特別会計予算」

議案第8号「平成25年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第9号「平成25年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」

議案第10号「平成25年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」

議案第11号「平成25年度能登町簡易水道特別会計予算」

議案第12号「平成25年度能登町水道事業会計予算」

議案第13号「平成25年度能登町病院事業会計予算」までの以上13件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、議案第1号から議案第13号までの以上13件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第14号「平成24年度能登町一般会計補正予算」

議案第15号「平成24年度能登町有線放送特別会計補正予算」
議案第16号「平成24年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」
議案第17号「平成24年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」
議案第18号「平成24年度能登町介護保険特別会計補正予算」
議案第19号「平成24年度能登町観光施設特別会計補正予算」
議案第20号「平成24年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」
議案第21号「平成24年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」
議案第22号「平成24年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」
議案第23号「平成24年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」
議案第24号「平成24年度能登町簡易水道特別会計補正予算」
議案第25号「平成24年度能登町水道事業会計補正予算」
議案第26号「平成24年度能登町病院事業会計補正予算」までの以上13件
に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、議案第14号から議案第26号までの以上13件は、委員長報告の
とおり可決されました。

次に、

議案第27号「能登町防災会議条例の一部を改正する条例について」

議案第28号「能登町災害対策本部条例の一部を改正する条例について」

議案第29号「職員定数条例の一部を改正する条例について」

議案第30号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
条例について」

議案第31号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい
て」

議案第32号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第33号「能登町情報ネットワークセンター条例の全部を改正する条例に
ついて」

議案第34号「能登町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例及
び能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例について」

議案第 35 号「能登町環境美化に関する条例の制定について」
議案第 36 号「能登町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 37 号「能登町火葬場条例の一部を改正する条例について」
議案第 38 号「公立宇出津総合病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について」
議案第 39 号「能登町社会環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第 40 号「能登町道路構造基準等を定める条例の制定について」
議案第 41 号「能登町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」
議案第 42 号「能登町都市公園条例の一部を改正する条例について」
議案第 43 号「能登町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」
議案第 44 号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」
議案第 45 号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」
議案第 46 号「能登町水道法施行条例の制定について」
議案第 47 号「「請負契約の締結について（平成 24 年度農業集落排水事業柳田右岸処理区処理場機能強化（防食被覆）工事）」に係る議決の一部変更について」
議案第 48 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」
議案第 49 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」
議案第 50 号「町道路線の認定について」
議案第 51 号「町道路線の変更について」
議案第 52 号「公の施設の指定管理者の指定について」までの以上 26 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第 27 号から議案第 52 号までの以上 26 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号「「道の駅桜峠」及び周辺の観光施設における水道施設設備とそれに伴う防火施設配備について」に対する委員長報告は継続審査でありま

す。

委員長報告のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

次に継続審査分、請願第5号「文化施設の整備促進について」に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮田勝三）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、請願第5号は、委員長報告のとおり採択されました。

休 憩

議長（宮田勝三）

ここで暫く休憩します。(午後2時38分)

再 開

議長（宮田勝三）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午後2時40分)

日程追加

議長（宮田勝三）

お諮りします。

本日、町長から議案第56号「能登町公平委員会委員の選任について」の1件及び鶴野幸一郎君外5名から発議第1号「微小粒子状物質（PM2.5）に

係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について」、発議第 2 号「脳脊髄液減少症の診断・治療の推進等を求める意見書の提出について」、発議第 3 号「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について」の 3 件、併せて 4 件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1、追加日程第 2、追加日程第 3、追加日程第 4 として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 6 「能登町公平委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第 1、発議第 1 号「微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第 2、発議第 2 号「脳脊髄液減少症の診断・治療の推進等を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第 3、発議第 3 号「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案上程 議案第 5 6 号

議長（宮田勝三）

追加日程第 1 議案第 5 6 号「能登町公平委員会委員の選任について」を議題とします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどは全議案のご承認いただきありがとうございました。

それでは本日追加提案させていただきました議案 1 件につきまして提案理由をご説明いたします。議案第 5 6 号公平委員会委員の選任についてですが、こ

の度4月26日に任期満了を迎えられます能登町字笹川の「石田榮子」氏につきましては人事行政に関し識見を有しており再度選任いたしたく地方公務員法第9条の2の規程により議会の同意を求めるものでございます。議員各位におかれましては慎重なるご審議のうえご同意を賜りますようお願い申し上げます。

採 決

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第56号は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第56号「能登町公平委員会委員の選任について」同意を求める件は、能登町字笹川ラ部五十四番地「石田榮子」氏の選任に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（宮田勝三）

はい、ありがとうございました。

御着席ください。起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案上程

発議第1号から発議第3号

議長（宮田勝三）

追加日程第2、発議第1号「微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について」から追加日程第4、発議第3号「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について」の以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（宮田勝三）

提案理由の説明を求めます。15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

ただいま上程されました発議第1号から発議第3号についての趣旨説明をいたします。

まず初めに発議第1号「微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書」につきましても、本年1月以降、西日本各地において我が国の環境基準を大きく上回る微小粒子状物質（PM2.5）が観測されており、中国国内で生じたPM2.5による深刻な大気汚染の影響も懸念されている。本県においては、1月以降、環境基準を超えるPM2.5は観測されていないが、前年同時期の約3倍にもなるPM2.5がたびたび観測されており、また、例年、黄砂が観測される春先に向け、PM2.5による大気汚染や健康への影響に対して県民の不安が高まっている。

よって、国に対し良好な生活環境を維持し、大気汚染や健康被害に対する住民の不安を払拭するため、下記のとおりPM2.5に係る総合的な対策を推進することを強く要望するものです。

- 1 PM2.5について、海外からの移流分を含めた発生源の実態や構成成分の解明及び呼吸器系疾病との解析を行い、PM2.5に対する総合的かつ実効性のある対策を早急に講じるとともに、その情報やデータをわかりやすく国民に提供すること。
- 2 PM2.5などの越境大気汚染に対しては、自治体による取り組みには限界があることから、国の責任において詳細な調査を実施するとともに、国際的な取り組みを一層推進すること。
- 3 PM2.5の常時監視体制の整備状況が低い水準にある現状に鑑み、自治体における越境大気汚染を含めた観測網の整備促進等に向け、支援措置を講ずること。

以上です。

次に発議第2号「脳脊髄液減少症の診断・治療の推進等を求める意見書」に

つきましては、脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、目まい、吐き気、耳鳴り等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。この疾病に対する治療法として、硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

よって、国に対し現状を踏まえ下記のとおり適切な措置を講ずるよう強く要望するものです。

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行なうこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設けること。以上。

次に発議第3号「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書」につきましては、中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いている。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すには、地域経済の活性化が不可欠であり、そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や公認会計士、税理士、診断士などを認定支援機関として位置づけ、経営支援体制を構築するとしており、これが十分に機能すれば中小企業の経営改善が期待できる。併せて、地域の金融機関による地元中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。

よって、国に対し下記のとおり早急な対策を講ずるよう強く要望するものです。

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークの整備とともに、認定支援機関の整備を図るなど総合的かつ、きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底、フォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。

という事で発議第1号から発議第3号までの提案理由を説明させていただきます

したが、議員各位におかれましては慎重ご審議のうえ、何とぞ採択賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

質 疑

議長（宮田勝三）

以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（宮田勝三）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（宮田勝三）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（宮田勝三）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（宮田勝三）

これより、追加日程第2 発議第1号「微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。
よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3 発議第2号「脳脊髄液減少症の診断・治療の推進等を求める意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4 発議第3号「中小企業の再生・活性化の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号から発議第3号の提出先及び処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

閉会中の継続審査の件

議長（宮田勝三）

日程第53「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務常任委員会をはじめとする三常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（宮田勝三）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

閉会のあいさつ

議長（宮田勝三）

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますのでこれを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成 25 年能登町議会第 1 回定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さる 3 月 4 日開会されましたこの度の議会定例会におきましては、平成 25 年度一般会計予算はじめ多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決、承認をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。ここに成立をみました平成 25 年度予算によりまして、町政各般にわたり所期の施策を推進し、町勢の一層の伸長と町民生活の向上発展に寄与して参りたいと思っております。

なお、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、現在の経済情勢を鑑みて、積極的に執行して参りたいと考えております。

さて、4 月 26 日の任期満了により能登町固定資産評価審査委員会委員を退任される能登町字上の「井高吉孝」氏には、平成 17 年 4 月に就任され、8 年にわたり中立的・専門的な立場から固定資産税における課税の適正かつ公平な価格の決定を御審議いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。御退任後も健康に留意され、今後とも町の発展に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今会期中の 3 月 11 日で丸 2 年を迎えた東日本大震災ですが、3 月 8 日現在、死者は 1 万 5,881 人、行方不明者 2,668 人、今もなお避難生活を送られている方は 31 万 5,196 人となっております。また、今月の 3 月 25 日には、能登半島地震から丸 6 年を経過するわけですが、この歴史的な災害から学んだ教訓は、町民の生命と財産を守る防災行政の充実に生かすことが私の務めであり、行政の責務であると考えております。

町としましては、東日本大震災の復興へ向け、25年度も職員1名を被災地に派遣し、人的支援を行うほか、今もなお日本各地で頻発する地震に加え、風水害等の自然災害に対しましても、惜しみない支援を行って参りたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を、今後ともお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

閉議・閉会

議長（宮田勝三）

これもちまして、平成25年第1回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、10日間にわたり大変ご苦労様でした。

閉会（3時00分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月13日

能登町議会議長 宮田勝三

会議録署名議員 酒元法子

会議録署名議員 椿原安弘